

令和6年10月30日
第4回環境審議会
資料 2

立川市第3次環境基本計画案

(概略)

令和6(2024)年10月

立川市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景・目的.....	2
第2節 計画の基本的事項	3
第3節 立川市の概況	5
第2章 計画策定の方向性	9
第1節 環境をめぐる社会の動き	10
第2節 立川市第2次環境基本計画の検証	12
第3節 計画策定に向けた視点・課題	17
第3章 目指すべき環境像	23
第1節 目指すべき環境像	24
第2節 基本目標.....	27
第3節 計画の体系	33
第4章 環境施策	35
第1節 環境施策の体系	36
第2節 環境施策.....	38
基本目標 1 脱炭素社会の実現	38
基本目標 2 資源循環型社会の実現.....	49
基本目標 3 自然共生社会の実現.....	53
基本目標 4 健全な生活環境の実現.....	58
基本目標 5 環境施策の基盤づくり	62
第5章 計画の進行管理	67
第1節 計画の推進体制	68
第2節 計画の進行管理	70
資料編	

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景・目的

第2節 計画の基本的事項

第3節 立川市の概況

第1節 計画策定の背景・目的

1-1 計画策定の背景

本市では、立川市環境基本条例に基づき、平成27（2015）年に「立川市第2次環境基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、その後、「パリ協定」や「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」の採択、気候変動適応法の制定などの社会変化に対応するため、令和2（2020）年に「立川市第2次環境基本計画（改定）」を策定し、『人と自然を育み 住みやすさを創るまち』の実現に向け、環境政策を推進してきました。

この間、本市をとりまく環境や、地球規模での環境問題に対する国際的な動向、国や東京都などの政策は大きく変化しています。

世界では持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、国も2050年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応、食品ロスや循環型社会、生物多様性の保全への対応などの環境課題の解決に向けた政策を打ち出しています。

さらに、少子高齢化、人口減少社会への移行、そして新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新たな生活様式・ニューノーマルな時代への突入といった社会的状況も大きく変化しています。

前計画の計画期間の満了に伴い、国内外の社会情勢や新たな環境課題に対応するため、今回、計画の見直しを行い、「立川市第3次環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

1-2 計画策定の目的

本計画は、立川市環境基本条例第7条に基づき、同条例第3条の基本理念の実現に向け、環境に関する本市の施策の方向性を示すとともに、市民・事業者が環境の保全・創造に取り組むための指針を明示するものです。

また、2050年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応、資源循環への対応などの新たな環境課題や社会情勢の変化に対応した計画とします。

■立川市環境基本条例第3条（基本理念）

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行わなければならない。

3 地球環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において行わなければならない。

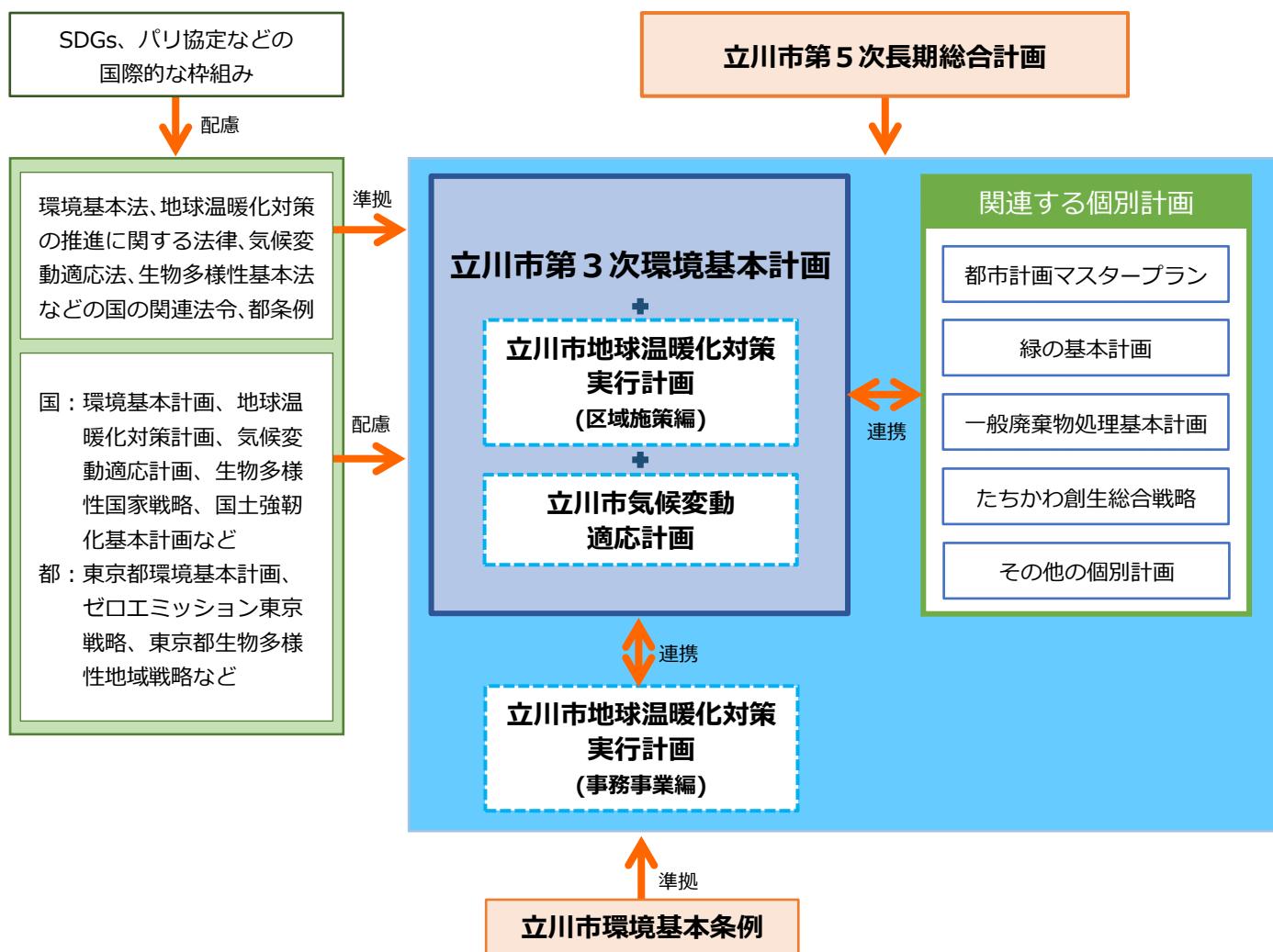
第2節 計画の基本的事項

2-1 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「立川市第5次長期総合計画」に掲げる未来ビジョンを環境面から実現するため、立川市環境基本条例に基づき策定する本市の環境行政の最も基礎となる計画です。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「立川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第12条に基づく「立川市気候変動適応計画」を包含しています。

◆立川市第3次環境基本計画の位置づけ

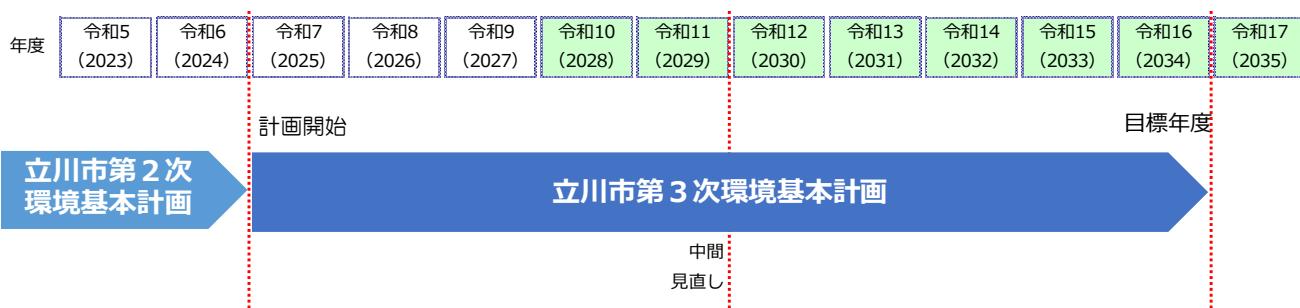


2-2 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度を初年度とし、令和16（2034）年度を目標年度とする10年間とします。

令和11（2029）年度には、本市を取り巻く環境・経済・社会の変化や計画の進捗状況などを勘案し、中間の見直しを行うものとします。

なお、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中長期目標については、中期目標を令和12（2030）年度、長期目標を令和32（2050）年度とします。

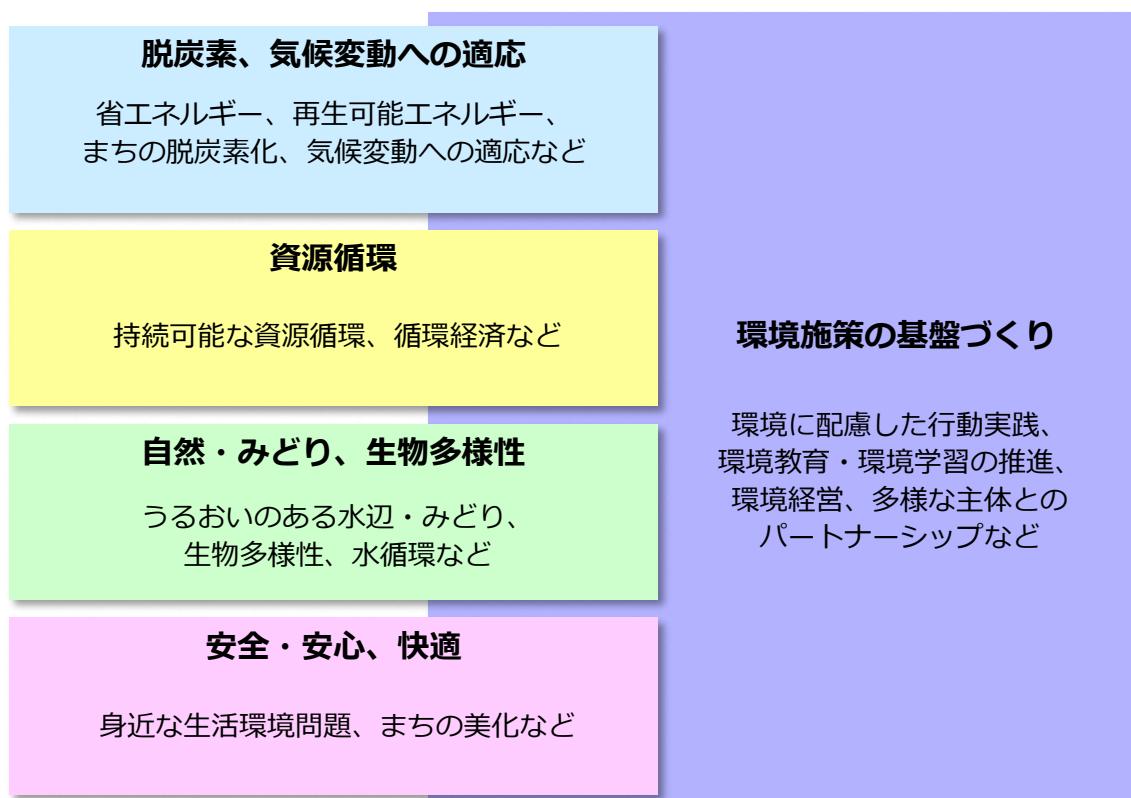


2-3 計画の範囲

本計画の範囲は、地域から地球規模の環境を幅広い視点でとらえ、本市の環境を取り巻く背景の変化や国・東京都の動向を考慮し、次の事項を取り扱うこととします。

対象とする地域は立川市全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国や東京都、他の地方公共団体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

◆立川市第3次環境基本計画の対象範囲



第3節 立川市の概況

3-1 位置・地勢

本市は、東京都のほぼ中央、西よりにあって都心から概ね40km圏、東京駅からJR中央線で約50分の位置にあります。

本市の面積は24.36km²で、市域の南側には東西に流れる多摩川、北側には武蔵野台地開墾の源となった玉川上水の清流が流れ、多摩川の段丘崖に緑の多い傾斜地をみるほかは、概ね平坦な傾斜の少ない地形を構成しており、市全域が都市計画区域に指定されています。

JR立川駅周辺は商業が発展し人が集まり、市域の中央部分には国営昭和記念公園や広域防災基地などがあります。市域の北部は都市農業や武蔵野の雑木林など緑豊かな地域を形成しています。

市内にはJR中央線・南武線・青梅線、西武拝島線の東西方向を結ぶ鉄道と、南北方向の重要な交通である多摩都市モノレールが通り、多摩地域の交通の要衝となっています。



3-2 人口・世帯数の推移

令和6年1月1日現在、本市の人口は185,825人、世帯数は96,728世帯となっており、いずれも増加傾向で推移しています。一方、世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成27年の2.08人/世帯から令和6年には1.92人/世帯まで減少しています。

第5次長期総合計画の将来人口推計調査においては、令和12(2030)年をピークに本市の総人口は減少局面に転じると見込まれており、令和32(2050)年には174,261人まで減少すると予測しています。

◆人口・世帯数の推移



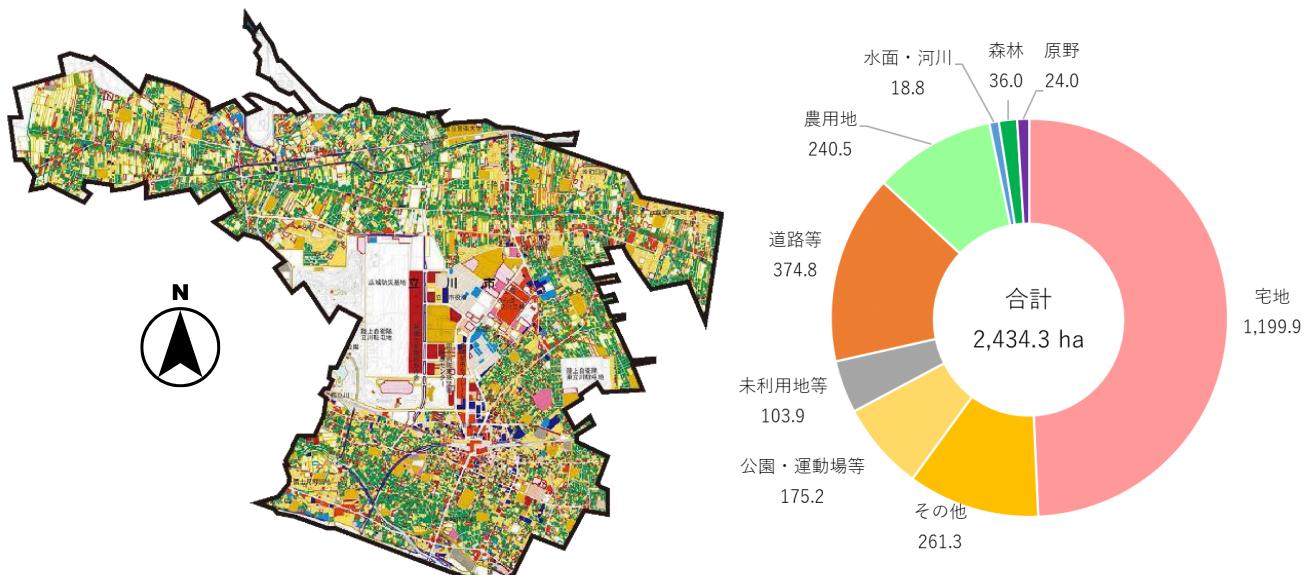
資料：統計年報、立川市第5次長期総合計画策定のための将来人口推計調査報告書（立川市）

3-3 土地利用の状況

本市の土地利用は、JR 立川駅を中心とした商業・業務等の都市機能の集積や公共交通の利便性を背景に宅地化が進んでおり、令和4（2022）年現在、宅地が市全域の約 50%を占めています。

また、市域北部の五日市街道周辺には、農地が広がっていますが、相続の発生や農業者の高齢化、後継者不足等を背景に減少傾向にあり、農地は市全域の約 10%となっています。

◆土地利用の状況（令和4（2022）年）



資料：東京の土地利用（東京都）

3-4 自然環境の概要

本市の地形はほぼ平坦ながら、北側の台地から南に向かってなだらかに下り、台地と多摩川沿いの低地の境にある立川崖線を経て、多摩川沿いの平地に至ります。立川崖線沿いには斜面林が残り、連続した緑を形成するとともに、斜面の下には湧水があり、多様な生きものの生息空間となっています。また、崖線に沿って根川と矢川が流れています。

五日市街道周辺には、現在でも短冊状の敷地割が特徴的な農地や、防風林の役割を果たしてきた農家の屋敷林が残されており、玉川上水などとともに特徴的な郷土景観を形成しています。

市の中央部西側には、広大な敷地を有する国営昭和記念公園があり、緑豊かな環境を形成しているほか、良質な植木の生産が行われているまちとして全国的に知られ、緑の豊かさに寄与しています。

3-5 産業の概要

本市は、国から首都圏の「業務核都市」に位置づけられ、商業や業務などの集積が図られるとともに、文化、研究、防災などの広域的な都市機能が整備され、拠点形成が進められています。

特に、業務機能の集積については、情報通信系の事業所やサービス業の集積が進んでおり、就業の場を提供する等の役割を担っているほか、JR立川駅周辺には、ホテルやデパートのほか多くの商業施設が立地しています。近年では、令和2（2020）年にサンサンロード沿いに複合商業施設が開業するなど、多摩地域の商業の中心としての存在感が高まっています。

また、市内北部では東西に走る五日市街道沿いを中心に農地が広がり、植木や野菜、果実、花き、畜産など多様な農畜産物が生産されています。

令和3（2021）年現在における市内の事業所数は、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」などとなっています。

◆事業所数・従業者数

産業分類	2021年			
	事業所数 (件)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
総 数	7,692	100.0	115,163	100.0
第1次産業	11	0.1	81	0.1
A 農業、林業	11	0.1	81	0.1
第2次産業	892	11.6	12,012	10.4
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.0	4	0.0
D 建設業	642	8.3	6,741	5.9
E 製造業	248	3.2	5,267	4.6
第3次産業	6,789	88.3	103,070	89.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	14	0.2	665	0.6
G 情報通信業	214	2.8	5,776	5.0
H 運輸業、郵便業	140	1.8	4,864	4.2
I 卸売業、小売業	1,898	24.7	22,348	19.4
J 金融業、保険業	203	2.6	5,078	4.4
K 不動産業、物品賃貸業	689	9.0	5,699	4.9
L 学術研究、専門・技術サービス業	494	6.4	4,902	4.3
M 宿泊業、飲食サービス業	960	12.5	10,977	9.5
N 生活関連サービス業、娯楽業	595	7.7	4,300	3.7
O 教育、学習支援業	281	3.7	3,647	3.2
P 医療、福祉	714	9.3	13,575	11.8
Q 複合サービス事業	22	0.3	239	0.2
R サービス業（他に分類されないもの）	565	7.3	21,000	18.2

※公務を除く

資料：経済センサス（経済産業省）

3-6 交通の概要

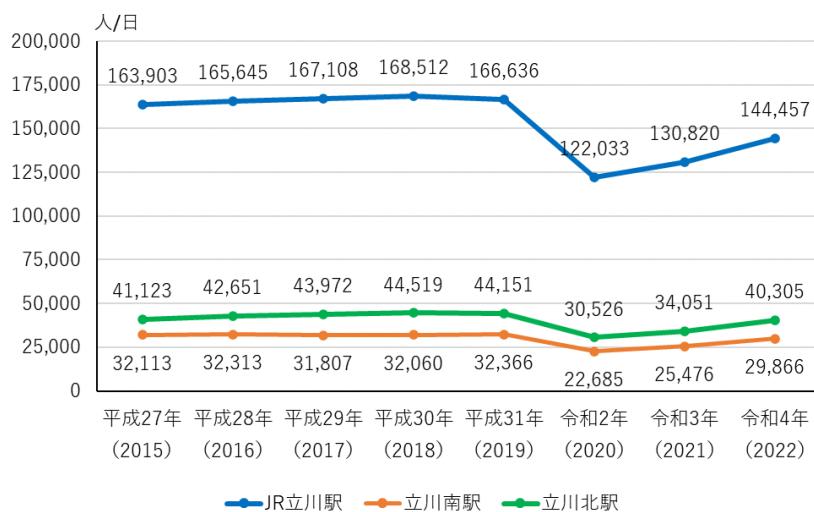
公共交通として、市域中央には、東京都の東西を結ぶ JR 中央線が走り、立川駅には JR 青梅線、JR 南武線が乗り入れているほか、多摩都市モノレールが多摩センター駅から立川南・立川北駅を経由して上北台駅へ達し、立川駅は多摩地域の交通の要衝となっています。

また、北部には西武拝島線が通り、バス路線も網の目のように近隣市との間を結んでいます。

さらに、交通不便地域を補完する市民バス「くるりんバス」が、市内 2 ルート 2 支線で運行しています。

道路交通網においては、JR 立川駅周辺の幹線道路の整備は進んでいますが、広域的なネットワークを形成する幹線道路の整備が遅れており、市内各所で渋滞や既成住宅地への通過交通の進入が見られます。

◆市内主要駅の1日当たり乗降客数の推移



資料：東日本旅客鉄道（株）、多摩都市モノレール（株）

第2章 計画策定の方向性

第1節 環境をめぐる社会の動き

第2節 立川市第2次環境基本計画の検証

第3節 計画策定に向けた視点・課題

第1節 環境をめぐる社会の動き

前計画の期間における主な社会情勢の変化は、次のとおりです。

世界の動向

国の動向

東京都の動向

環境全般

●持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27（2015）年 9 月「国連持続可能な開発サミット」にて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

これは、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくための画期的な合意となりました。

●第六次環境基本計画

令和 6（2024）年 5 月に策定され、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現が掲げられました。気候変動、生物多様性の損失、汚染の直面する 3 つの環境危機に対して、「地域循環共生圏」の構築や、「脱炭素（カーボンニュートラル）」「循環経済（サーキュラーエコノミー）」「自然再興（ネイチャーポジティブ）」の施策の統合・シナジー化等の政策が展開されています。

●東京都環境基本計画 2022

令和 4（2022）年 3 月に策定され、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指す姿に掲げ、「危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現」「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現」「生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現」「都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現」を戦略の柱として施策を展開しています。

気候変動

●パリ協定

平成 27（2015）年 12 月に採択され、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が温室効果ガス削減に向けた目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどが規定されました。

●グラスゴー気候合意

令和 3（2021）年 11 月「COP26」にて、2100 年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて 1.5 度以内に抑える努力や、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ば頃には実質ゼロにすることなどが合意されました。

●2050 年カーボンニュートラル宣言

令和 2（2020）年 10 月、「2050 年カーボンニュートラルの実現を目指す」ことが宣言されました。これを受け、2021 年 5 月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、同年 10 月には「2030 年度に温室効果ガスの 46% 削減（2013 年度比）」を目標とする「地球温暖化対策計画」が改定されました。

また、同時に、既に生じている温暖化による影響に対応するため、気候変動適応計画も改定されました。

●ゼロエミッション東京戦略

令和元（2019）年 12 月に策定され、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた都のビジョンと具体的な取組・ロードマップがまとめられています。

重点的対策が必要な 3 つの分野について、より詳細な取組内容等を記した「東京都気候変動適応方針」「プラスチック削減プログラム」「ZEV 普及プログラム」を策定しています。

資源循環

●バーゼル条約

有害な廃棄物が先進国から途上国に放置され環境汚染等の問題が顕在化したことから、平成元（1989）年3月に、移動の規制等を定めた条約が初めて作成されました。

令和元（2019）年5月に開催された第14回締約国会議では、規制対象物資に「汚れたプラスチックごみ」が追加されています。

●大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

令和元（2019）年6月「G20 大阪サミット」にて、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指すビジョンが共有されました。

●第四次循環型社会形成推進基本計画

●食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元（2019）年5月に、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として成立し、食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減する目標を掲げています。

●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和3（2021）年6月に、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、新たな法律が制定されました。

●東京都資源循環・廃棄物処理計画

令和3（2021）年9月に策定され、プラスチックごみや食品ロスなどの資源ロスの削減、またサーキュラーエコノミーに向けた枠組みの検討が重点戦略として掲げられています。

生物多様性

●昆明・モントリオール生物多様性枠組

「愛知目標」の後継として、生物多様性に関する世界目標となる枠組が令和4（2022）年12月に採択されました。生物多様性の観点から2050年までに「自然と共生する世界」を達成するため、2030年までに地球の陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められたほか、ビジネスにおける生物多様性の主流化などが目標とされています。

●生物多様性国家戦略と30by30

令和4（2022）年4月に「30 by 30 ロードマップ」を策定し、令和5（2023）年4月から、自然保護地域以外で、生物多様性保全に資する地域を自然共生サイトに認定する制度が創設されています。

令和5（2023）年3月には、「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定され、2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて「30by30目標」の達成等の取組による生態系の健全性の回復を含む5つの基本戦略が掲げられています。

●東京都生物多様性地域戦略

令和4（2022）年12月に策定され、2030年度目標としてネイチャーポジティブを掲げ、生物多様性の保全・回復、都民生活向上への自然機能の活用、生物多様性の価値の認識と行動を重点戦略として掲げています。

第2節 立川市第2次環境基本計画の検証

本計画の策定にあたり、前計画で掲げている4つの基本方針及び2つの基盤的取組に関する基本方針に対し、事業等の見直しの必要性について把握することを目的に、総合的な評価を行いました（詳細は資料編「2. 立川市の環境に関する意識・意向調査結果の概要」及び「3. 立川市第2次環境基本計画の進捗評価」を参照）。

検証結果の概要は、次のとおりです。

◆立川市第2次環境基本計画の基本方針における進捗状況と総評

基本方針1 暮らしに安心を与えるまちづくりを進めます

- 目標：市民が暮らしのまわりの環境に満足しているまちであることを目指します
- 取組の方向性
 - (1) 健全な水循環の確保と良好な大気環境等の保全
 - (2) 環境負荷の少ない交通環境の整備
 - (3) 心地よく生活できる街並みづくり
 - (4) 環境に関するマナー・モラルの向上

進捗状況

○法令に基づく監視、規制・指導、啓発活動などの取組を実施しており、大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類とも環境基準をほぼ達成しています。

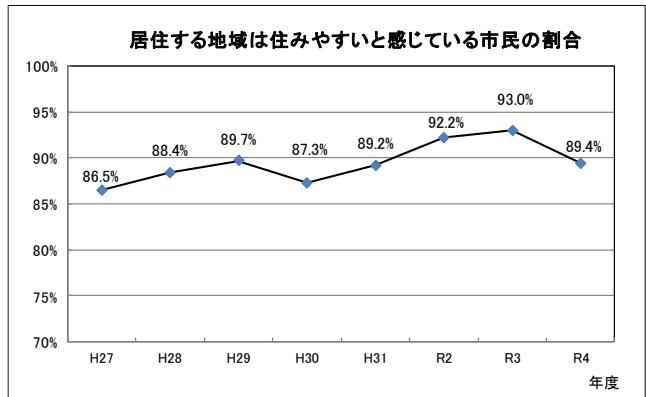
○健全な水循環の確保については、下水道の管理の一環として雨水対策を着実に推進しています。

○立川市の環境についての市民アンケート（以下「市民アンケート」という。）による満足度では、「河川・用水・湧水等の水辺との親しみやすさ」「電車、バス、モノレール等の交通の便のよさ」が上昇しており、関連する取組指標の達成率も比較的高い状況です。

○道路の美化活動を援助するロードソポーターの活動実績団体数は、一定の水準で推移しています。「空気のきれいさ」「住まいのまわりの清潔さ」については、市民アンケートでは満足度が減少しています。

○地域猫活動の登録団体数については、構成員の高齢化などの課題から減少傾向にあります。

◆指標の推移



総評：概ね目標を達成しているが、一部の事業内容等を見直し

- 気候変動影響に伴う降水量の変化も踏まえ、実態把握や健全な水循環の確保を継続することが重要です。
- 市民アンケート結果から、「まちの美化」に対する市民の関心が高いことがわかつており、引き続き、まちの美化の推進に向けた積極的な取組が求められています。
- 地域猫活動の推進については、今後の事業方針について、実態に即した指標の設定を含めて検討が必要です。

基本方針2 水と緑、生きものと調和したまちづくりを進めます

- 目標：水と緑、生きものが身边にあり、人の活動と調和したまちであることを目指します
- 取組の方向性 (1) 守り育んできた水辺と緑地の保全
(2) 新たな水辺と緑地の創出
(3) 生きものの多様性の確保
(4) 水や緑とともに歴史・文化にふれあえる環境の確保

進捗状況

○市民参加の生きもの調査の実施、生物保全対策、公園・緑地、水辺などの整備、まちなみ緑化などの取組を実施しています。水辺と緑地の保全について、ボランティアとの協働体制が整っており、市民アンケートにおいても満足度・向上度ともに良好な状態を保てています。

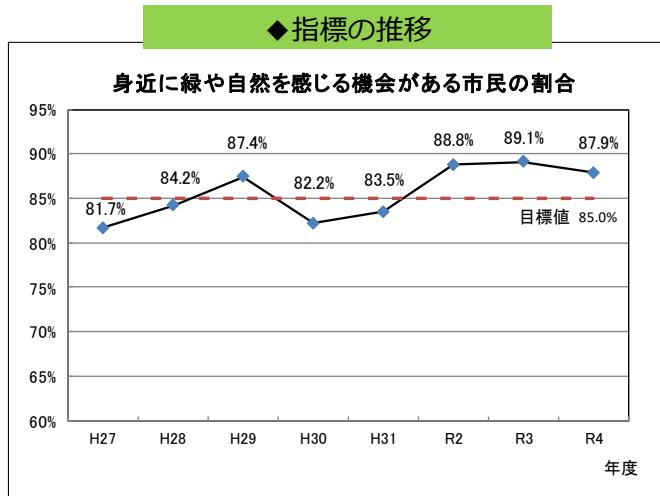
○水辺と緑地の創出について、開発行為等に伴う公園整備により公園面積が微増しています。

○生きものの多様性の保全について、「立川いきものデータベース」のデータ数は着実に蓄積されており、生物多様性の普及啓発に大きく貢献しています。

○成果指標の「身近に緑や自然を感じる機会がある市民の割合」や「公園や都市農地（生産緑地）の面積」「自然観察会等の開催回数」などの取組指標については、概ね目標を達成しています。

○「川や水路の水のきれいさ」を除き、「生きものとの親しみやすさ」「雑木林等の自然の豊かさ」「公園・緑道・遊歩道との親しみやすさ」など、全ての項目で市民の満足度が上昇しています。

○保護樹林地面積、保存樹木数が減少しています。



総評：概ね目標を達成しているが、一部の事業内容等を見直し

- 身近な自然にふれあえる空間や、様々な生物の生息場所などの整備の質についても配慮することが求められています。
- 「立川いきものデータベース」の蓄積したデータの活用を検討する必要があります。
- 保護樹林地・保存樹木制度の周知を行っていく必要があります。

基本方針3 ごみを減らし、資源を有効利用するまちづくりを進めます

- 目標：本市全体でごみの減量、資源の有効利用を意識したまちであることを目指します
- 取組の方向性 (1) ごみ減量の推進
(2) 資源の有効利用
(3) 安定したごみ処理

進捗状況

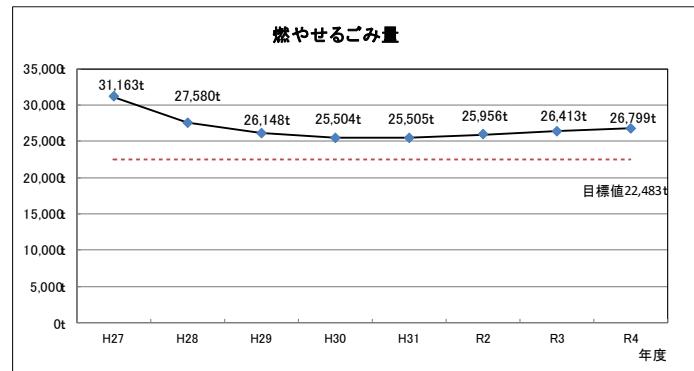
○ごみ減量情報誌の発刊やごみ分別アプリの配信、環境フェア等のイベントを通じて積極的な意識啓発を実施しています。

○地域の協力を得て生ごみ分別・資源化事業を実施しています。

○ごみ減量の推進について、市民アンケートによる満足度評価は高く、コロナの影響により一時増加していた家庭ごみ排出量も減少傾向に転じていますが、成果指標である「燃やせるごみ量」、取組指標である「家庭ごみ排出量」「事業系ごみ排出量」とともに未達成となっています。

○市民アンケート結果においては、「生ごみはよく水を切って出す」などの取組の実施率が低下しています。

◆指標の推移



総評：目標を達成しておらず、事業内容等を再検証

- 市民アンケート結果から市民のごみ減量行動における実施率が低下しており、分別の徹底やリサイクル促進など、啓発方法の見直し・強化が必要です。
- 社会問題となっているプラスチックごみや食品ロス等の取組を強化していくことが求められています。
- 施設の稼働については、令和4（2022）年度よりクリーンセンターにおいてごみの受け入れを開始したことにより、指標を含め方向性を見直す必要があります。

基本方針4 地球温暖化の防止を目指したまちづくりを進めます

- 目標：日常生活、消費行動、事業活動など、さまざまな場面で地球温暖化の防止を目指すまちづくりを推進します
- 取組の方向性 (1) 省エネルギー対策の推進
(2) 再生可能エネルギー等の導入推進
(3) 低炭素まちづくりの推進

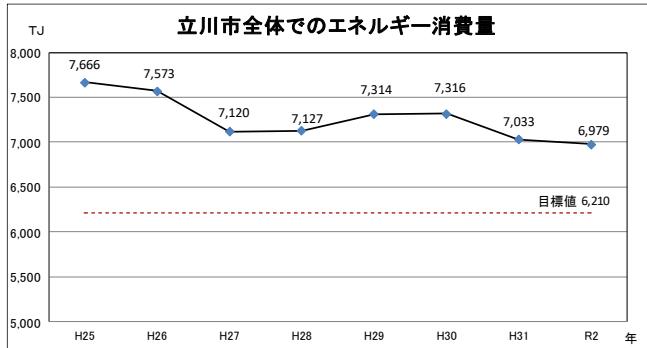
進捗状況

○省エネ行動の周知・啓発活動、省エネ機器等の導入支援などの取組を実施しています。

○市民アンケートでは、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの活用された暮らしの実現について、満足度・向上度ともに芳しくない結果となっています。

○公共施設における温室効果ガス排出量は目標を達成していますが、公共施設への再生可能エネルギーの導入施設数が目標未達成となっています。

◆指標の推移



総評：概ね目標を達成しているが、一部の事業内容等を見直し

- 2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、地球温暖化対策の充実・強化を図る必要があります。
- 再生可能エネルギー等の導入推進について、市民を対象とした支援策の検討が必要です。
- まち全体が二酸化炭素の排出が少ない構造となるように、エネルギーを効率的に利用できる環境整備を行っていく必要があります。

基盤的取組に関する基本方針1 良好的な環境を保全・再生・創出する活動を広げ、継承します

- 目標：多様な主体のそれぞれが環境に配慮して行動するまちであることを目指します
- 取組の方向性 (1) 環境学習機会の拡充
(2) 環境配慮行動の実践
(3) 誰もが参加できる協働の推進

進捗状況

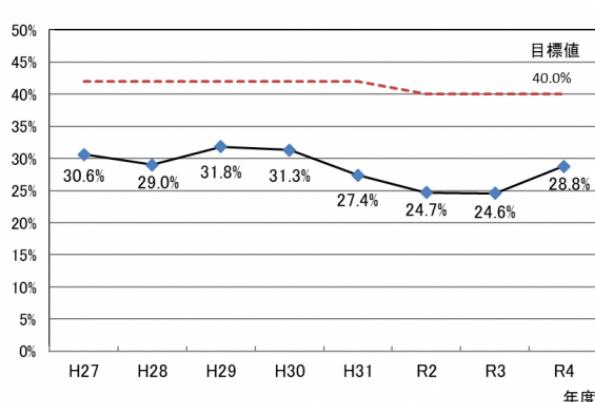
○各種の環境情報の発信・共有、学校などにおける環境教育の推進、環境学習講座の開催などを実施しています。

○「目指そう！エコなまち」などの協働プロジェクトについては、各関連団体と連携し、一定の成果が出ています。

○環境学習機会の拡充や協働の推進について、目標を達成できておらず、市民アンケートによる満足度も低い状況となっています。

◆取組指標の推移

地域の活動に参加している市民の割合



総評：目標を達成しておらず、事業内容等を再検証

- 環境学習機会の拡充や協働の推進について、目標を達成できておらず、市民アンケートによる満足度も低い状況であることから、計画の方向性や指標設定の適正化について、再検討が必要です。
- 協働プロジェクトについては、各関連団体と連携し、一定の成果が出ていることから、今後も継続的に連携を強めていくことが必要です。

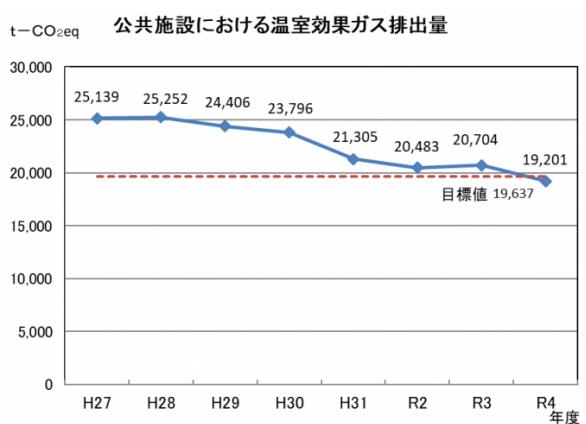
基盤的取組に関する基本方針2 市が率先して環境に関する取組を進めます

- 目標：市の率先した取組が市民・事業者の行動を促しているまちであることを目指します

進捗状況

○公共施設における温室効果ガス排出量の削減についても目標より高く達成できています。

◆取組指標の推移



総評：概ね目標を達成しているが、一部の事業内容等を見直し

- 今後も市が率先して地球温暖化対策に取り組む姿勢を示す必要があります。
- 計画改定時からの地球温暖化対策をめぐる社会動向は大きく変化しており、より柔軟に対応していくための体制整備も含めて、検討する必要があります。

第3節 計画策定に向けた視点・課題

本計画は、これまでの取組を継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市民の意識、前計画の総合的な評価などを踏まえ、以下に示す視点等を具体化した計画として策定しました。

3-1 策定に向けた視点

●環境・経済・社会の統合的課題解決の考え方を取り入れた計画

国の第五次環境基本計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方に基づき、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む考え方方が盛り込まれ、さらに第六次環境基本計画において、この考え方の「高度化」を図り、持続可能な社会の実現を目指すことが明示されています。

環境対策は、温室効果ガスの排出量削減や緑地の保全、生活環境の良好化といった直接的な効果だけでなく、地域の防災・減災や経済活性化など、地域の経済や社会などの様々な課題解決にもつながります。

本市においても、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、市の施策全体を環境面から支えるとともに、環境にやさしいまちづくりを目指した環境施策の実施が、社会や地域経済の活性化につながることを、府内及び市民や事業者等の各主体と共有し、環境面以外でも連携を強化したうえで計画の推進を図る必要があります。

●2050年カーボンニュートラルの実現

本市においても、市の「経営戦略2025」において、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、立川市地域脱炭素ロードマップを目標に二酸化炭素等の温暖化効果ガスの排出量削減に係る取組の充実を明示していることから、本計画においても、国の中期目標年度である令和12（2030）年までを取組の加速期間として位置付け、地球温暖化対策の強化を図り、具体的な取組を示していく必要があります。

●気候変動への適応

令和元（2019）年の台風19号による日野橋の一部損壊や道路冠水など、本市においても自然災害の被害に見舞われています。また、近年の夏の猛暑により、熱中症の被害が増加しています。

顕在化している気候変動の影響に対応するため、自然災害や健康への影響などの本市における気候変動リスクを把握したうえで、多様なリスクに対応していくことが必要です。防災・減災につながるグリーンインフラや災害時の自立電源の確保が可能となる自立・分散型のエネルギーなど、これらを有効に活用して、災害にも対応できるレジリエントなまちとなるような方向性を盛り込む必要があります。

3 - 2 分野別の検討課題

本計画の策定において各分野における検討課題を以下に示します。

1) 気候変動に関する課題

① エネルギー消費量削減の取組の一層の拡充

本市から排出される二酸化炭素排出量は、平成25(2013)年度以降減少傾向で推移しており、令和3(2021)年度は、642千t-CO₂^{※1}となっています。

これまで、家庭・事業所における省エネ行動の促進などに取り組んできたことにより、省エネ行動が日常的な取組として定着してきたものの、「まだ知らない省エネ行動が多い」という声も見受けられることから、省エネ行動をさらに普及していく必要があります。

また、従来の省エネ行動だけでは、カーボンニュートラルの達成には限界があることから、家電製品の買い替え時には、エネルギー利用効率の高い機器への更新を促すことや、断熱などの建物の省エネ化を図るとともに、ZEH、ZEB化などのよりエネルギー消費量の削減効果の大きい取組についても普及・啓発に努めるほか、行政が率先して取り組んでいく必要があります。

② 再生可能エネルギーの導入の加速

本市では、令和3(2021)年度までに12,172kW^{※2}の太陽光発電設備が導入されており、発電量で14,957MWh^{※2}、立川市域の電気使用量に対する割合(対消費電力FIT導入比)の1.5%となっています。

本市の再生可能エネルギーで導入ポテンシャルが高いのは、太陽光、太陽熱、地中熱となっており、太陽光発電については、建物系及び土地系を合わせて492MW^{※2}、発電量にして666,506MWh/年^{※2}のポテンシャルがあるとされています。令和2(2020)年度の市域の電気使用量は994,755MWh^{※2}であり、太陽光発電で市域の電力を半分以上賄えるほどのポテンシャルがあることから、更なる導入拡大を図り、2050年カーボンニュートラルの実現を目指していくことが求められます。

一方で、太陽光発電の導入については、導入メリットがわかりにくいことや、2050年カーボンニュートラルの実現といった目標が身近に感じられず、普及の妨げとなっていることが見受けられます。具体的に減らせる方法を明確に提示しながら導入を促進することが求められています。

また、再生可能エネルギーの域内での消費を促すために、太陽光発電設備の設置の際に蓄電池システムと併用していくことが重要です。自家消費が可能となるだけでなく、災害時における自立型の緊急用電源ともなることから、災害への備えとしても活用していくことが考えられます。

③ 脱炭素型まちづくりの推進

本市では、交通の便のよさにおける満足度は良好で、これまでの交通環境に対する事業評価も高い状況と言えます。この機運を生かして、脱炭素に向けた10年後の本市のイメージを市民や事業者と共有すべく、移動に伴う温室効果ガスの排出削減も見込んだ継続的な公共交通の整備、歩行環境や自転車利用に関する利便性の向上、充電・充填スタンド等のインフラ整備及び電気自動車や燃料電池自動車の普及促進など、積極的な検討が求められています。

また、既存建築物を含めた徹底した省エネルギー対策やAEMS(エリア・エネルギー・マネジメント・システム)の導入などにより、まち全体のエネルギーを効率的に利用できる環境整備を推進するなど、脱炭素型まちづくりの推進が新たなビジネスの創設にもつながる仕組みを提示していく必要があります。

④ 気候変動に対する適応策の推進

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」について取組を進めており、今後は気候変動の影響に備える「適応策」への対応もより必要となります。

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症の拡大、農作物への影響なども想定されていることから、本市の気候変動の影響評価を行ったうえで、市で対応が必要な適応策を洗い出し、防災、健康、農業などの他分野とも連携しながら取組を推進していく必要があります。

特に深刻化する自然災害等から市民の命と安全・安心な生活を守るため、グリーンインフラを活用した地域の防災・減災力の強化対策やマイ・タイムラインなどの市民の災害への備えに対する更なる普及・啓発、さらには災害時でも自立した電源の確保のための自立・分散型エネルギーシステムの導入など、まちの防災力向上と災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる持続可能でレジリエントなまちづくりを推進していく必要があります。

※1 立川市における部門別二酸化炭素排出量の推移より引用（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

※2 出典：自治体排出量カルテ・環境省

2) 循環型社会に関する課題

① ごみの減量化・資源化の取組の継続的な推進

本市では、ごみ減量情報誌の発刊やごみ分別アプリの配信、環境フェア等のイベントを通じて積極的な意識啓発を実施するとともに、地域の協力を得て生ごみ分別・資源化事業を行い、ごみの減量化、資源化に向けた取組を継続的に行ってています。

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に増加傾向となっていた家庭ごみ排出量は減少傾向に転じましたが、更なる減量を目指し、分別の徹底やリサイクル促進など、今後も継続的な啓発を続ける必要があります。また、地球温暖化対策及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点からも、着実なごみ減量が求められています。

② 食品ロスの削減

国内における食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」の削減に向けて、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力が「国民運動」として位置づけられました。食品ロス削減のためには、「買すぎない」「作りすぎない」「食べきる」ことが重要であり、本市でも、小売店等の協力のもと「てまえどりポップ」による掲示や食べきりキャンペーンの実施、3切り運動の推進等による啓発活動を行っており、引き続き取組が必要です。

また、事業系の食品ロス削減に関して、国が定めた平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに半減させる目標は、食品事業者の取組が着実に進められてきたこともあり、令和4（2022）年に目標達成しています。

さらなる食品ロスの削減に向けて、本市においても、「食べきり協力店」の登録促進やフードバンク・フードドライブの機会創出といった普及啓発の取組が求められています。

③ プラスチックごみの削減

まちなかにポイ捨てや不法投棄されたプラスチックは、雨や風で河川に流れ込み、海へ流れ出てしまします。海洋には、合計で1億5,000万tのプラスチックごみが存在すると推定され、さらに毎年800万t以上のプラスチックがごみとして海洋に流れ込んでいます。これらは自然界の中で、半永久的に完全に分解されることなく存在し続けることから、海の生態系に甚大な影響を与えていたるなど世界的な問題となっています。

令和4（2022）年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチックのライフサイクル全体において関わりのある事業者、自治体、消費者が相互に連携しながら、プラスチックの資源循環に向けて取り組むことが求められています。本市においても、使い捨てが中心のプラスチック等の使用削減について関心の高まりがうかがえることから、分別の徹底や質の高いリサイクルの推進、プラスチック製容器包装以外の製品プラスチックの再資源化など、取組の強化が必要となっています。

④ 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環の阻害や天然資源の枯渇など、様々な環境問題につながることがわかっています。しかしながら、資源・エネルギー・食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が、世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっており、国の第六次環境基本計画においても、重要性が高い課題となっております。

本市においても、10年後の姿を思い描く上で、「ごみ」「捨てる」といった言葉や概念がなくなる社会を目指していく必要があるとの声も踏まえ、国・都の動向を注視しながら民間活力を活用するなど、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑止等を目指していくために、計画の方向性として示していく必要があります。また、環境等に対して十分配慮された商品やサービスを選択・購入するエシカル消費の普及・啓発や、不用となったものを再使用や再生利用するなど、ごみにしない仕組みづくりへの転換が求められています。加えて、クリーンセンターが単なる廃棄物処理施設ではなく、本市において、資源循環型社会の形成を目指すうえでの拠点となるよう、必要な情報発信や市民参画の取組が求められています。

3) 自然・みどり・生物多様性に関する課題

① 生物多様性の保全と理解の促進

本市では「立川いきものデータベース」の運用により、貴重な種のほか、様々な生きものが確認されています。一方で、在来の生きものの生息環境を脅かす、外来種も確認されています。国の第六次環境基本計画ではカーボンニュートラル、循環経済（サーキュラーエコノミー）に続いて、自然再興（ネイチャーポジティブ）の3つを同時達成することを掲げており、生物多様性の保全は重要性が非常に高くなっています。

今後も市内の生物多様性の保全に向けて、「立川いきものデータベース」で得た情報を有効活用しながら、貴重な種や在来の生きものの生息環境の保全、外来生物対策を進めていく必要があります。また、身近に自然環境とふれあえる場や機会を増やし、生物多様性の大切さを市民に広く周知し、みんなで守っていく機運を高める必要があります。さらに、国が掲げる「30by30目

標」の実現に向けた施策動向に注視するとともに、自然共生サイトの周知及び登録推進等を視野に入れた取組を検討することが求められています。

② まとまったみどりの保全とまちなかのみどりの創出

みどりは多面的機能を持っており、生きものの生息環境となっているだけでなく、水源の涵養、水害や土砂災害等の防止、景観の保全等のほか、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収する機能も持っています。

また、身近なみどりは、市民に親しみをもたらすとともに、木陰の提供やレクリエーションの場の提供など、市民の様々な生活の質（QOL）の向上にも貢献しています。

本市の保存樹木数や都市農地は減少傾向にありますが、グリーンインフラの視点などから改めてみどりの大切さを認識し、保護樹林地や東京都保全地域である玉川上水や立川崖線なども含めてまとまったみどりの保全に努めるとともに、市民・事業者・行政の協働により、まちなかのみどりの創出に向けた取組を実施していく必要があります。

③ 水辺の保全と健全な水循環の確保

本市は、多摩川とその支流となる河川のほか、玉川上水などが流れ、豊かな水辺の空間として、市民に憩いの場を提供しています。

これらの美しい水辺を10年先も守り引き継ぐため、引き続き、市民・事業者・行政が協働して、水辺の保全・再生に向けた取り組みを進めるとともに、水辺と親しむ機会を創出していくことが必要です。

また、健全な水循環を確保するため、本市では揚水量及び湧水量の調査を実施しています。湧水の保護や回復にあたっては、緑化や透水性舗装のほか、雨水浸透設備等の設置など、地下への雨水浸透を促進していく必要があります。また、雨水の地下浸透は、都市型水害の予防にもなることから、災害に強い安全なまちづくりの視点でも取り組んでいくことが必要です。

4) 安全・安心に関する課題

① 公害対策の継続的な実施等による市民の安全・安心の確保

大気、水質、自動車騒音及び振動、ダイオキシン類について、都や市による監視を定期的に行ってています。前述の総合評価にあるとおり、概ね良好な環境状態が保たれていることから、引き続き、監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所・工場などへの指導の実施や事業者の自主的な環境配慮への取組の促進を行い、良好な生活環境を維持していくことが求められています。

また、近年では、PFAS の問題が注目され、市民の不安材料となっており、国において水質の基準等の検討を行っています。このような問題に対しては、国や都の動向に注視するとともに、市所有井戸及び一部の民間井戸を対象にした環境モニタリングとしての独自調査の実施などにより、市民の安全・安心を確保していくことが求められています。

② 喫煙等のマナー向上、まちの美化の推進

まちの美化については、前述の総合評価にあるとおり、市民の関心度も高く、引き続き、市民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた取組を行っていくほか、地域の美化活動への協働・参画を促す仕組みを強化していく必要があります。特に、地域猫活動の推進については、構成員の高齢化により活動できる人材が減少しており、事業の見直しの検討が必要と考えられます。

5) 環境教育・学習、情報発信に関する課題

① 多様な世代に向けた環境教育・環境学習の推進

本市では、環境への理解を深めるとともに、自発的な活動の推進や人材の育成を目的とした環境学習講座の実施や環境学習体験の機会を提供しています。しかしながら、市民満足度や地域の活動に参加している割合は減少傾向にあり、より多くの人が環境行動を実践できるようにするため、多様な世代に向けた環境学習機会の提供が必要と考えられます。

特に、高校生や大学生などは、環境行動の継承者となる可能性も高く、学生が参加できる環境学習講座の充実などを図り、未来の担い手として育成していくことが必要です。高校や大学などの連携による環境イベントの企画や、時間や場所を気にせず受講できる ICT などを活用したプログラム等の検討を行うなど、幅広い世代が学べる機会の創出が求められています。

② 事業者との協働体制の強化

SDGs の取組やパリ協定後の世界におけるカーボンニュートラルに向けた動きを受け、事業者においてはサプライチェーン全体での地球温暖化対策や資源循環対策、生物多様性の保全など、様々な環境活動に取り組む必要性に迫られています。

また、日本国内でも地球温暖化対策の推進に関する法律の改正やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律及び食品ロスの削減の推進に関する法律等の新たな法整備が進められ、新しい法律のもと事業活動を進めていかなければなりません。

本市では、関連団体と連携して協働プロジェクトに取り組んでおり、今後も連携を強めるとともに、分野横断的な解決が見込める仕組みづくりの検討が求められています。

③ 環境関連情報の受発信の改善

環境意識の醸成や環境保全活動の拡大に向けては、正しい情報を適切なタイミングと伝達手段を持って広く発信していく必要があるほか、市民や事業者の環境活動の実践例や取組効果などを広く紹介し、活動情報を共有することも必要です。

そのため、より多くの市民や事業者の興味をひきつける情報発信の工夫や、環境活動に参加したくなるような PR を行っていく必要があります。

第3章 目指すべき環境像

第1節 目指すべき環境像

第2節 基本目標

第3節 計画の体系

第1節 目指すべき環境像

1-1 目指すべき環境像

立川市第5次長期総合計画の基本構想では、私たちがめざす未来の立川として未来ビジョンを掲げており、未来ビジョンの実現に向けて分野ごとに政策の目的と10年間の取組方針を定めています。その中で「環境」分野の目的は、「生活環境を整え、循環型のまちをつくります」としています。

本計画は、立川市第5次長期総合計画の基本構想が掲げる未来ビジョンを、環境の側面から実現するための分野別計画としての位置づけであることから、政策の目的を10年後に実現を目指す環境像として定めます。

生活環境を整え、循環型のまちをつくります

未来ビジョンと目指す環境像の位置づけ図を挿入予定

1-2 目指すべき環境像達成に向けた成果指標

本市の掲げる環境像「生活環境を整え、循環型のまちをつくります」を実現するため、本計画全体に通底する基本的な考え方を下記の通り示します。これを受けた基本目標、個別目標、アクションプランなどを定めることとします。

- 良好な地球環境を次の世代に引き継ぐため、環境負荷の低減につながる脱炭素や資源循環を推進します。
- 人々が安全・安心に暮らし続けられるように、生活環境の保全やごみ減量とリサイクル等をより一層推進するとともに、廃棄物処理関連施設の安定的かつ効率的な運営等に取り組みます。
- 都市機能と生物多様性を含む自然環境が調和した魅力的でうるおいのあるまちづくりを推進します。

この基本的な考え方は、4頁に示した本計画の対象範囲を幅広く包含したものです。

その中でも脱炭素社会の実現に向けた取組については、本市も国際社会を形成する一員として実現すべき地球規模の目標であり、そのためには、市民一人ひとりや事業者の日々の行動の積み重ねが必要不可欠です。さらに、脱炭素社会の実現に向けた取組は、資源循環や自然・みどり、生物多様性といった他の分野と相互に強い関連性を持つことから、環境全般にまたがった取組でもあります。

そこで、目指すべき環境像の成果指標として「市内の二酸化炭素排出量」を設定し、進捗管理を行うこととします。

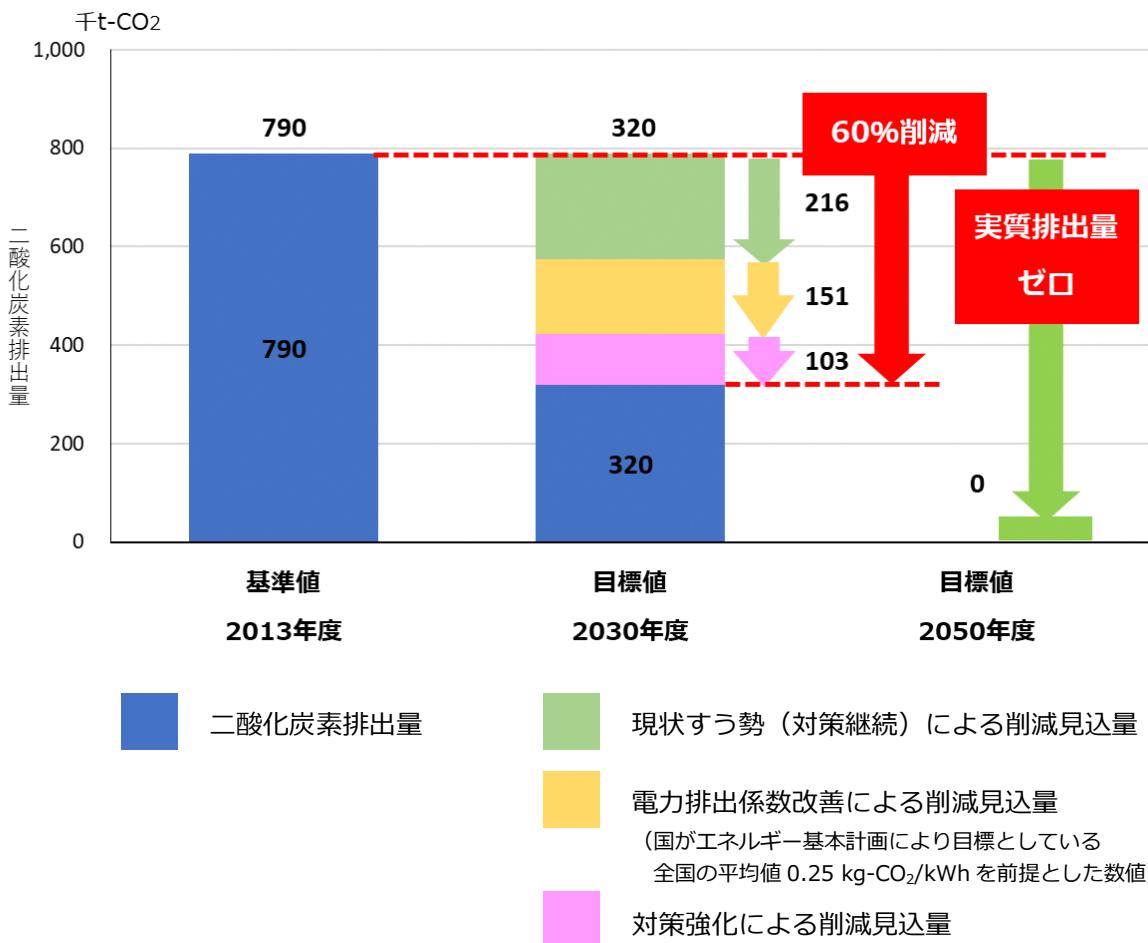
国は、パリ協定に基づき、「2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を46%削減」とする目標を、東京都は「2030年度に2000年度比で二酸化炭素排出量を50%削減」とする目標を掲げています。本市においては、これらを参考として2030年度の目標値を設定しています。

本計画の計画期間は令和7（2025）年度から令和16（2034）年度の10年間であり、2050年度は計画期間外になりますが、基本的な考え方で示した「地球環境を次の世代に引き継ぐ」ために、計画期間の先を見据えた取組が必要なことから2050年度の目標値も示しています。

目指すべき環境像の達成に向けた成果指標

2030 年度までに 2013 年度比で 市内の二酸化炭素（CO₂）排出量を 60% 削減する

成果指標	基準値 (2013 年度)	目標値	
		(2030 年度)	(2050 年度)
市内の二酸化炭素排出量	790 千 t-CO ₂	320 千 t-CO ₂	0 t-CO ₂ (排出量実質ゼロ)



第2節 基本目標

本市が目標とする環境像「生活環境を整え、循環型のまちをつくります」の実現に向けて、本計画の目標年度である令和16（2034）年度における本市のイメージを5つの分野ごとに描きました。

これらの将来イメージを「目指すべき環境像」を実現するための基本目標として位置づけ、市民・事業者、市の協働のもとで、将来イメージの実現に向けた取組を進めます。

なお、目標とする環境像や基本目標を実現するために実施する環境施策は、同時に本市の福祉の向上や地域経済の活性化、快適なまちづくりといった環境以外の分野にも好影響を与え、持続可能でよりよい社会の実現を目指すSDGsの開発目標に貢献するものです。

そこで、環境施策の実施が本市の社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを示すため、それぞれの基本目標に関連するSDGsを標記しました。

標記したSDGsは、本計画の推進によって達成されるゴールであると同時に、本市の各種計画の推進によって達成されるゴールでもあることから、連携しつつ施策の展開を図っていくものとします。

持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標

目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。 	目標7【エネルギー】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 
目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 	目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。 	目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 
目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。 	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 
目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 	目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する。 	目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で透明責任のある包摂的な制度を構築する。 
目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び児女の能力強化を行なう。 	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 
目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 	目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する。 	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

将来イメージ

家庭や事業所においてデコ活が定着し、脱炭素に貢献する行動の実践が当たり前となつておらず、脱炭素に向けたあらゆる取組を将来の世代へつなぐ体制が整いつつあります。住宅や事務所、公共施設といった建物は断熱や高効率設備の導入が進展しており、地域で使用される電気の多くが再生可能エネルギーや蓄電池で賄われ、電気の地産地消も進んでいます。

また、歩行者や自転車も通行しやすい道路には、災害時の電源としても活用可能な次世代自動車が行きかっています。

さらに、気候変動リスクへの備えも進められており、短時間の集中豪雨などによる浸水被害や熱中症にかかる危険が少ないまちになっています。

気候変動対策としての「緩和」と「適応」が両輪となって市民の豊かな生活に大きく寄与しており、市域から排出される二酸化炭素といった温室効果ガスや市内のエネルギー消費量は大きく減少し、2050年カーボンニュートラルを見据えた脱炭素社会が実現しつつあります。

【関連する SDGs】



基本目標

2

資源循環型社会の実現

将来イメージ

「すべてが資源」を合言葉に、できる限りごみを出さず、ものを捨てずに大切に使う生活や事業活動が定着しており、排出されるごみの量が着実に減少しています。

特に、海洋プラスチック等の原因となるプラスチックごみや既に事業者の取組が進む食品ロスについては、市民の意識や行動の変化に加えて、事業者の革新的技術やビジネスモデルの社会実装を目指す動きの加速、飲食店等の柔軟な対応・創意工夫が拡大しており、削減が進んでいます。

また、分別排出が徹底されていることで、再資源化される割合が高まる一方で、焼却処理や最終処分されるごみの量が減り、「クリーンセンター」や「総合リサイクルセンター」が安定的に稼働しています。

大量生産・大量消費・大量廃棄の中で経済成長を目指した「リニアエコノミー」から、循環型社会の中で環境負荷の低減と経済成長の実現を目指す「サーキュラーエコノミー」への移行が着実に進展しており、その考え方方が市民や事業者にも幅広く浸透することで「ごみ」や「捨てる」といったことが限りなく少なくなる、資源循環型社会が実現しつつあります。

【関連する SDGs】



イメージ図挿入予定

将来イメージ

樹林地や水辺などの自然空間が市民、事業者との協働で手入れされ、多様な動植物が生息・生育できる質の高い自然環境が維持されるとともに、自然観察会の開催が活発になっています。また、地産地消の推進や都市農業としての特性を活かした地域交流などにより、農地が維持されています。まちなかでは、住宅の庭や事業所の敷地に四季折々の花やみどりが増え、季節の移ろいや緑の豊かさを実感できるまちになっています。

このような緑に雨水が浸透して水が健全に循環しており、大雨などによる浸水被害が減少しています。

身近に自然とふれあえる機会や場が増えたことから、水辺を散策したり、公園の木陰で過ごす市民が増えるなど、水と緑に市民が集まるまちになっています。

同時に、私たちの暮らしは、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みのうえに成り立っていることへの理解が深まり、市民、事業者一人ひとりが暮らしや仕事の中で生物多様性の大切さを意識した行動を実践する自然共生社会が実現しつつあります。

【関連する SDGs】



イメージ図挿入予定

**基本目標
4**

健全な生活環境の実現

将来イメージ

法令順守はもとより、身近な生活環境への意識や配慮が市民や事業者に浸透しており、空気や水は安全に保たれています。

また、新たな環境汚染物質やPFASなどの測定結果の公表、東京都や周辺自治体と連携した取組が市民の安心した暮らしに寄与しています。

喫煙やペットの飼い方、ポイ捨て、騒音、臭気といった日常生活におけるマナーについては、環境関連団体や自治会、市民ボランティアと市との連携・協力や普及啓発により、市民や事業者のモラルの向上が図られ、苦情やトラブルが減少しています。

市民生活の安全・安心を支える基礎となる健全な生活環境が実現しつつあります。

【関連する SDGs】



イメージ図挿入予定

将来イメージ

市民一人ひとりが環境に関することを自分事として捉え、家庭や学校、職場など様々な場面で環境問題について考え、学び、自主的かつ積極的に環境行動を実践できるまちに近づいています。講座やワークショップ、自然観察会など、多様な環境学習の場が市内に広がっており、世代や居住地域に関わらず十分な機会が提供されています。

協働に取り組む環境ボランティアや未来を担う子どもたちの環境行動を契機に、市民や事業者の間にも環境行動の担い手となったり、環境行動を支援したりする機運が高まっています。

また、市民、事業者、環境ボランティア、市などによる環境行動のネットワークや環境関連情報を共有する仕組みが構築されており、効果的・先進的な取組を市内に普及させることにもつながっています。

生活の場、働く場としての立川を、より豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐため、市民、事業者、環境ボランティア、市の協働による環境施策の基盤が整いつつあります。

【関連する SDGs】



イメージ図挿入予定

第3節 計画の体系

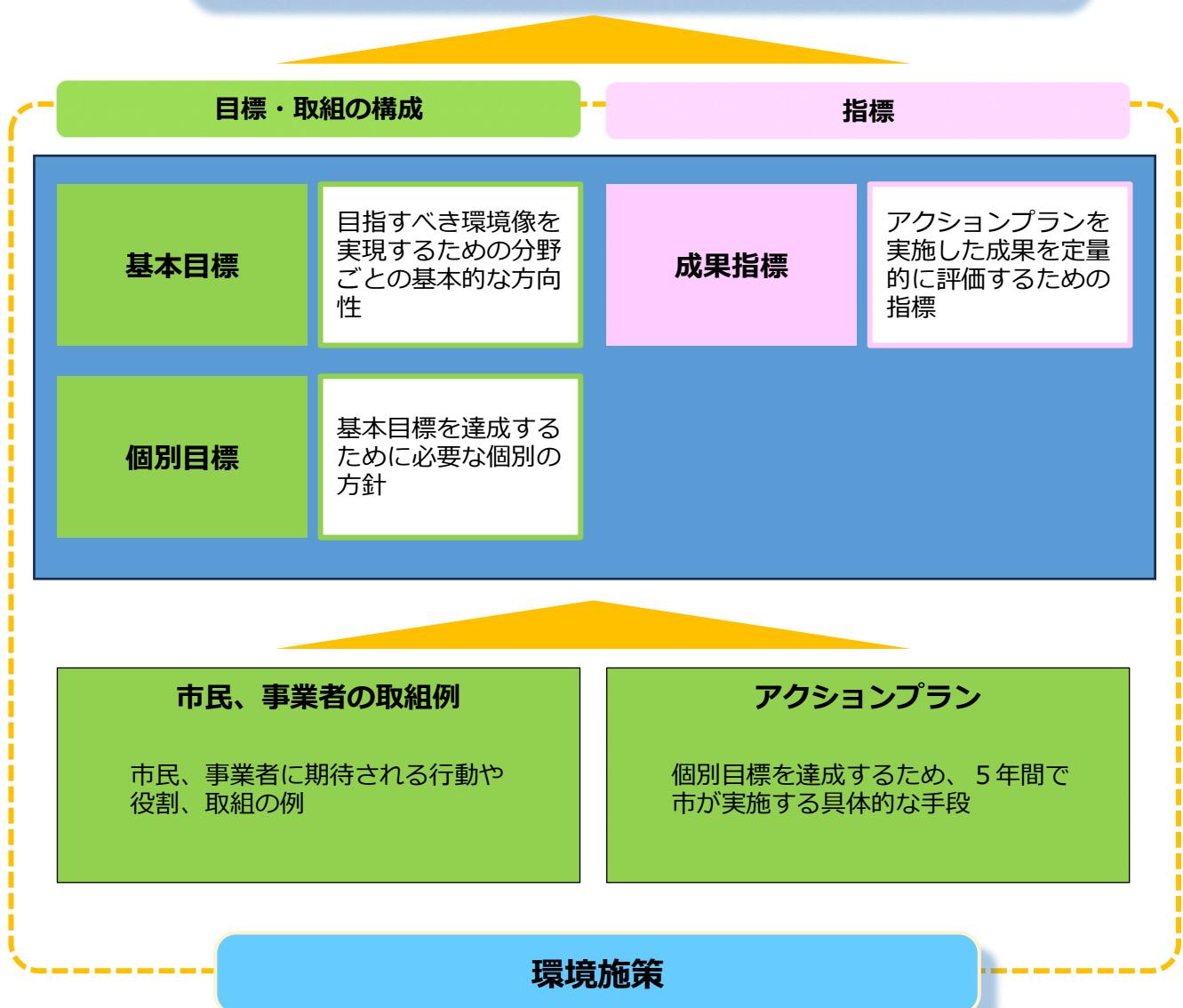
目指すべき環境像を実現するための環境施策は、大別して基本目標、個別目標、市民・事業者・市といった各主体の取組から構成されています。

目指すべき環境像を実現するため、5つの分野の基本目標を定めるとともに、基本目標ごとに描いた将来イメージの実現に近づいていることを測るためのアウトカム指標を設定し、実施する取組の成果を評価していきます。

また、基本目標のもとに個別目標を設定するとともに、より具体的な取組内容を市民の取組、事業者の取組、市のアクションプランとして記載しました。

計画の体系

目指すべき環境像 生活環境を整え、循環型のまちをつくります



第4章 環境施策

第1節 環境施策の体系

第2節 環境施策

■ 基本目標 1 脱炭素社会の実現

■ 基本目標 2 資源循環型社会の実現

■ 基本目標 3 自然共生社会の実現

■ 基本目標 4 健全な生活環境の実現

■ 基本目標 5 環境施策の基盤づくり

第1節 環境施策の体系

目指すべき
環境像

基本目標

個別目標

生活環境を整え、循環型のまちをつくります

1 脱炭素社会の実現

【立川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】
【立川市気候変動適応計画】

1-1 省エネルギー化の推進

1-2 再生可能エネルギーの利用促進

1-3 脱炭素型まちづくりの推進

1-4 気候変動適応策の推進

2 資源循環型社会の実現

2-1 ごみの発生抑制・再使用の推進

2-2 ごみの再資源化の推進

3 自然共生社会の実現

3-1 生物多様性の保全

3-2 みどり・水辺の保全

4 健全な生活環境の実現

4-1 安全・安心な生活環境の保全

4-2 清潔で安全なまちの形成

5 環境施策の基盤づくり

5-1 環境教育・環境学習の推進

5-2 協働による環境行動の推進

5-3 環境行動の実践

アクションプランの方向性

関連する SDGs

- 1-1-1 家庭・事業所の省エネルギー化の促進
- 1-1-2 公共施設の省エネルギー化の推進
- 1-1-3 建物の省エネルギー化の促進

- 1-2-1 再生可能エネルギーの適切な導入の促進
- 1-2-2 再生可能エネルギーの利用の促進

- 1-3-1 スマートコミュニティの促進
- 1-3-2 移動における脱炭素化の促進
- 1-3-3 吸収源対策の推進

- 1-4-1 自然災害対策の推進
- 1-4-2 健康被害対策の推進
- 1-4-3 市民生活への影響対策の推進

- 2-1-1 ごみの発生抑制に向けた普及・啓発
- 2-1-2 分別排出の徹底

- 2-2-1 資源化推進のための仕組みづくり
- 2-2-2 安定したごみ処理の推進

- 3-1-1 動植物の生息・生育環境の保全
- 3-1-2 生物多様性の保全に向けた普及・啓発

- 3-2-1 農地・樹林の保全
- 3-2-2 水辺の保全と活用
- 3-2-3 公園の整備・維持管理
- 3-2-4 水循環の保全

- 4-1-1 公害対策の推進

- 4-2-1 まちの美化の推進

- 5-1-1 教育機関等における環境教育の推進
- 5-1-2 地域における環境学習機会の拡充

- 5-2-1 環境行動の担い手の育成
- 5-2-2 環境行動への支援
- 5-2-3 協働による環境行動、イベントの充実

- 5-3-1 環境行動の実践に向けた普及・啓発
- 5-3-2 環境関連情報の受発信、共有の強化



第2節 環境施策

基本目標
1

脱炭素社会の実現

【立川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】
【立川市気候変動適応計画】

指標

成果指標	基準値 令和5(2023) 年度	目標値 令和11(2029) 年度	参考値 令和12(2030) 年度
市内の二酸化炭素(CO ₂)排出量※	642 千t-CO ₂ ※令和3年度実績値	427 千t-CO ₂ ※令和9年度実績値	320 千t-CO ₂
市内の再生可能エネルギー導入容量※	13,836 kW ※令和4年度実績値	53,946 kW ※令和10年度実績値	67,316 kW
市の事業から排出される二酸化炭素(CO ₂)総排出量※	19,201 t-CO ₂ ※令和4年度実績値	13,029 t-CO ₂ ※令和10年度実績値	11,233 t-CO ₂
市内のエネルギー消費量※	7,015 TJ ※令和3年度実績値	5,844 TJ ※令和9年度実績値	5,258 TJ
雨水浸透枠設置件数 (5年間の平均値)	635 件	700 件	

※の成果指標は、基準値年度・目標値年度を別年度に設定しています。

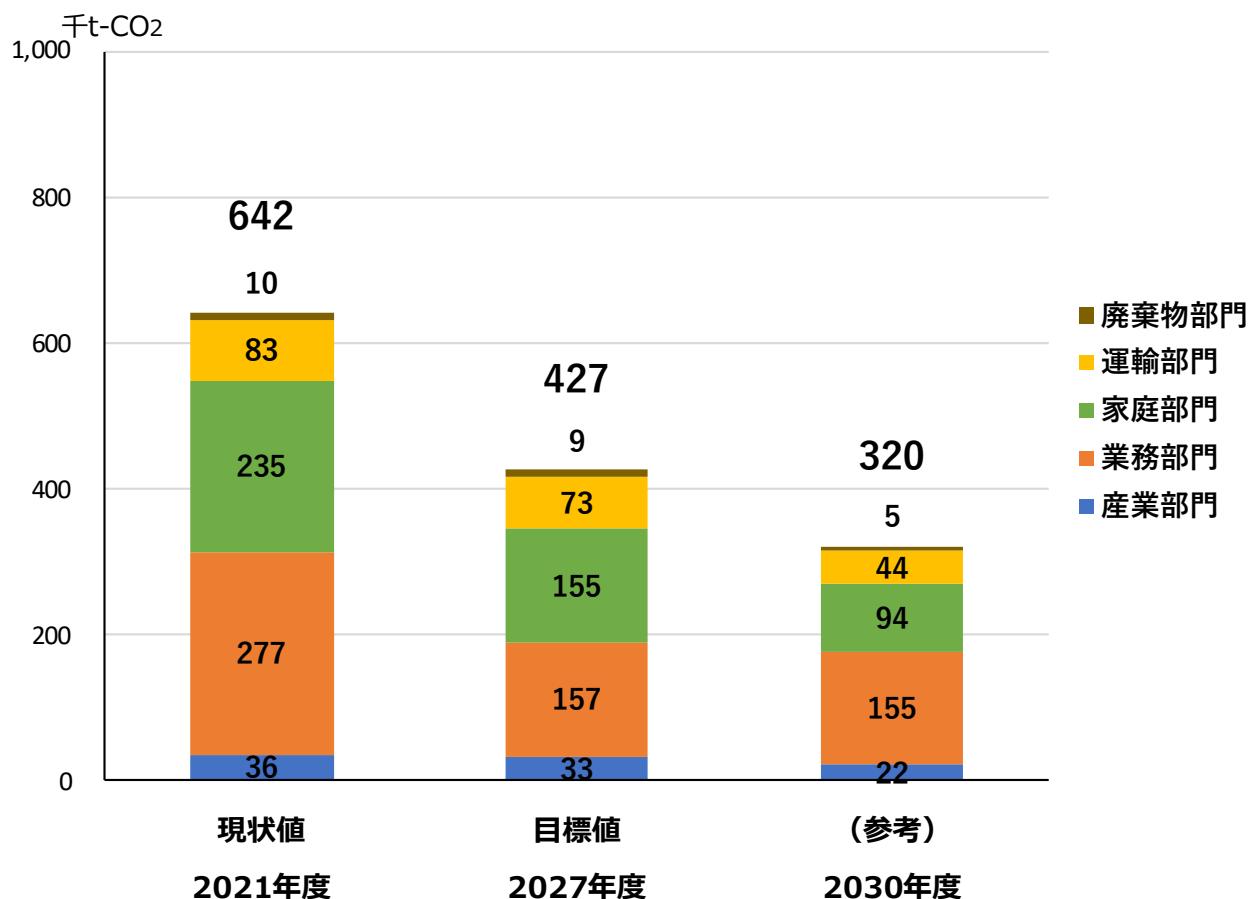
位置づけ

基本目標Ⅰの脱炭素社会の実現に向けては、地球温暖化防止を目的とした緩和策と地球温暖化を含む気候変動により既に生じている、又は拡大するおそれがある影響への対応を目的とした適応策を合わせて推進していく必要があります。

3頁に示したとおり、本計画は緩和策を定める「立川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と、適応策を定める「立川市気候変動適応計画」を包含していることから、基本目標Ⅰでは、それぞれの計画としての位置づけも明確にするため、「本市の二酸化炭素排出量の削減目標」と「立川市における気候変動の影響評価」を記載します。

本市の二酸化炭素排出量の削減目標

国の基準年度を基にした2030年度、2050年度の目標値は25頁に掲載している通りですが、年度ごとに均等に削減していくものと仮定し、5年間のアクションプランで達成を目指す目標値は以下の通りです。



※二酸化炭素排出量の数値は、集計の関係で2年前の数値が最新のデータとなります。

立川市における気候変動の影響評価

本市のこれまでの気候の変化や将来予測に加え、国の「気候変動適応計画」及び「気候変動影響評価報告書」、「東京都気候変動適応計画」等を踏まえて、本市において該当すると想定されるものを抽出し、気候変動の影響評価を整理しました。

影響評価凡例

【重大性】	●：特に大きい	◆：特に大きいとは言えない	-：現状では評価できない
【緊急性】	●：高い	▲：中程度	■：低い
【確信度】	●：高い	▲：中程度	■：低い

分野	項目	国の影響評価			立川市で考えられる気候変動による影響
		重大性	緊急性	確信度	
農業	野菜	◆	●	▲	<ul style="list-style-type: none"> 野菜や果樹に日焼けや枯れといった障害が発生するなど生育不良や品質の低下 高温を好む害虫の多発や発生時期の長期化による農作物への被害の拡大 大雨の発生頻度の増加による農地の浸水被害等の発生
	果樹	●	●	●	
	病害虫・雑草	●	●	●	
	農業生産基盤	●	●	●	
水環境 ・ 水資源	水環境 (河川)	◆	▲	■	<ul style="list-style-type: none"> 多摩川や残堀川、矢川などの水温の上昇や水質の変化、溶存酸素量の低下、藻類の増加等 少雨の発生頻度の増加や季別の降水パターンの変化などに伴う水資源の利用可能量の減少 地下水の水質や水量の変化
	水資源	●	●	●	
自然 生態系	生物季節	◆	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ニホンジカなどの野生鳥獣の生息域の拡大による市街地での人的・物的被害の発生 アライグマなどの外来種の侵入・定着率の変化 植物の分布域やライフサイクル等の変化に伴う種間の相互作用
	分布や 個体数の変動	●	●	●	
自然 災害	水害 (洪水、内水)	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> 多摩川の氾濫による洪水や市内各地での内水氾濫の発生による浸水被害の拡大 市域南部の立川崖線での土砂災害による人的・物的被害の発生 台風の強大化で発生する大雨や強風による人的・物的被害の発生
	土砂災害	●	●	●	
	その他(強風等)	●	●	▲	
健康	暑熱	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数、死亡者数の増加 感染症を媒介する蚊などの分布可能域や活動期間の変化による感染症等のリスクの増加 気温上昇による光化学オキシダント濃度上昇に伴う健康被害の増加
	感染症	●	●	▲	
国民 生活 ・ 都市 生活	インフラ・ ライフライン等	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> 大雨や台風により上下水道や電気、鉄道等のインフラ・ライフラインへの被害の発生 浸水被害発生後の衛生環境の悪化や災害廃棄物の発生 都市化によるヒートアイランド現象と気候変動の相乗効果による著しい気温上昇
	暑熱による 生活への影響	●	●	●	

市民の取組例

- ・デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の趣旨を理解し、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- ・省エネ型の家電製品や照明を購入・利用します。
- ・うちエコ診断の活用や環境家計簿を利用します。
- ・太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー比率の高い電力契約への見直し、エネルギーの効率的な使用に努めます。
- ・徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、環境に負荷のかからない移動を心がけます。
- ・自動車の運転時は、エコドライブを実践するとともに、更新時には、電気自動車やプラグインハイブリッド車など、次世代自動車の導入に努めます。
- ・住宅の新築や改築を行う場合や賃貸住宅を選ぶ際は、省エネルギー性能の高い住宅、断熱性に優れた住宅の選択に努めます。
- ・立川市防災マップ、水害・土砂災害ハザードマップの活用やマイ・タイムラインの作成などにより、水害発生時の適切な避難行動が取れるように備えます。
- ・熱中症・感染症対策の情報を収集し、予防に努めます。
- ・ひと涼みスポットを利用します。

事業者の取組例

- ・デコ活の趣旨を理解し、日常活動での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- ・設備の適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施します。
- ・「省エネ診断」の受診、高効率の設備や照明の導入など、事務所の省エネ化に努めます。
- ・環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入します。
- ・太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー比率の高い電力契約への見直しなど、エネルギーの効率的な使用に努めます。
- ・自動車の運転時は、エコドライブを実践するとともに、更新時には、電気自動車やプラグインハイブリッド車など、次世代自動車の導入に努めます。
- ・共同配送を採用するなど、物資輸送の省エネ化に努めます。
- ・事務所の新築や改築を行う場合やテナントを選ぶ際は、省エネルギー性能の高い建物、断熱性に優れた建物の選択に努めます。
- ・カーボン・オフセット、カーボンクレジットの可能性について検討します。
- ・雨水貯留施設の設置を検討、導入します。
- ・立川市防災マップ、水害・土砂災害ハザードマップの活用やマイ・タイムラインの作成などにより、水害発生時の適切な避難行動が取れるように備えます。
- ・熱中症・感染症対策の情報を収集し、予防に努めます。
- ・ひと涼みスポットの開設に協力します。

市の取組

個別目標 1-1

省エネルギー化の推進

1-1-1 家庭・事業所の省エネルギー化の促進

取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や省エネ講座の開催、事業所向けの省エネ診断の周知と受診の促進などにより、家庭・事業所の省エネルギー化を促進します。

1-1-2 公共施設の省エネルギー化の推進

市が管理する公共施設においては、省エネルギー対策を推進し、新築・増改築時にZEB化を検討するとともに、改修時においては省エネルギー性能の向上を図ります。

1-1-3 建物の省エネルギー化の促進

省エネルギー性能の高い住宅やビルのメリットをPRし、建築物の省エネルギー化を促進します。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	家庭や事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促す、デコ活への参加を呼びかけます。	環境対策課
②	市内事業者の東京都の地球温暖化対策報告制度への参加を促進します。	環境対策課
③	事業所における省エネルギー活動の促進のため、エコチューニングの実施を呼びかけます。	産業振興課 環境対策課
④	エコドライブのさらなる定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	産業振興課 環境対策課
⑤	戸建住宅、集合住宅、ビル等の新築、増改築をする際に建築物の省エネ化を促進し、脱炭素に配慮した建築物となるよう情報発信します。	環境対策課 建築指導課

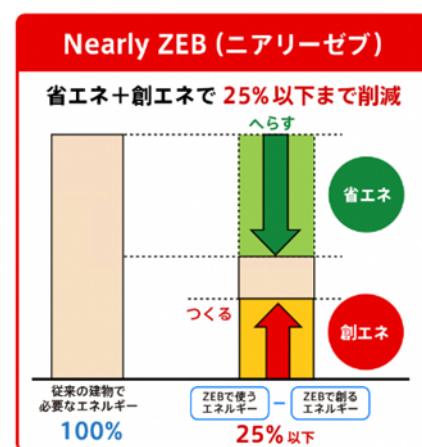
アクションプラン		担当部署
⑥	中小企業における省エネルギー効果の高い設備の導入を促進するため、補助に取り組みます。	環境対策課
⑦	既存住宅の断熱改修への補助に取り組みます。	環境対策課
⑧	公共施設における高効率空調や省エネルギー型の設備の導入・更新を図ります。	施設課 施設所管課
⑨	既存住宅の省エネ診断の啓発に取り組みます。	環境対策課
⑩	公共施設の建替え・改修に当たっては、「建築物省エネ法」に基づく建築物の省エネ基準を踏まえつつ、適宜エネルギー消費性能に優れた建築物を目指します。	施設課 施設所管課
⑪	立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を推進します。	全庁

コラム：本市の公共施設で初のZEB認証

公共施設再編の一環として令和〇年〇月に供用を開始する（仮称）砂川学習館複合施設は、本市の公共施設で初の Nearly ZEB 認証を取得しました。Nearly ZEB 認証は4段階ある ZEB 認証の上から2段階目にあたり、断熱や高効率空調等による省エネと太陽光発電による創エネにより、従来の建物で必要なエネルギー消費量を85%削減しました。生涯学習機能等を備えたにぎわいの拠点としてのみならず、脱炭素社会の実現に向けた新たな公共施設のモデルケースとして、市民に親しまれることを目指しています。



【（仮称）砂川学習館複合施設イメージ】



【Nearly ZEB イメージ】

個別目標 1-2

再生可能エネルギーの利用促進

1-2-1 再生可能エネルギーの適切な導入の促進

脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

1-2-2 再生可能エネルギーの利用の促進

再生可能エネルギーの利用促進を図るとともに、災害時のライフライン確保などに活用します。

目標達成に向けたアクションプラン

	アクションプラン	担当部署
①	自然環境や生活環境に配慮しながら、再生可能エネルギー等の導入を促進するため、太陽エネルギー利用機器や蓄電池等の設置についての支援を検討します。	環境対策課
②	太陽光、太陽熱などの再生可能エネルギー・蓄電池、V2H・V2Bなどの活用に関する情報提供をはじめ、国や東京都の補助・支援制度について情報発信します。	環境対策課
③	事業者等の主体的な発想や資金を活用し、地域主導で再生可能エネルギーの普及を進めるための方策について研究を行います。	環境対策課
④	使用済太陽光発電設備の再利用、再資源化に関する国・都等の動向把握や関連情報の収集に努めます。	環境対策課 ごみ対策課
⑤	市民や事業者に対し、再生可能エネルギー比率の高い電力契約への見直しを呼びかけます。	環境対策課
⑥	公共施設における再生可能エネルギー由来の電力調達割合の増加を目指します。	施設所管課
⑦	公共施設を改修する際は、「施設改修時における省エネ・再エネ等ガイドライン」を踏まえて、再生可能エネルギーの活用や断熱素材等の導入に努めます。	環境対策課
⑧	防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電設備）、蓄電池、電気自動車、コーチェネレーションシステム等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を目指します。	施設課 施設所管課

個別目標 1-3**脱炭素型まちづくりの推進****1-3-1 スマートコミュニティの促進**

効率の良いエネルギー利用と温室効果ガスの排出が少ないまちづくりを進めます。

1-3-2 移動における脱炭素化の促進

鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

1-3-3 吸收源対策の推進

市民の緑地保全への理解・協力を得ながら、吸收源となる公園や緑地の適正な維持管理、整備に努めます。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	エネルギーの地産地消に取り組みます。	環境対策課
②	電気自動車やプラグインハイブリッド車などの次世代自動車の普及を図ります。	環境対策課
③	公用車を購入・リースする際は、次世代自動車を導入します。	総務課
④	公共交通の利用促進を図るため、交通事業者と連携して利用環境の向上と合わせ、交通ネットワークの再構築に取り組みます。	交通対策課
⑤	シェアサイクルの普及などの自転車利用の促進に取り組みます。	交通対策課
⑥	都市計画道路について、整備事業を推進するとともに、東京都が施行する道路については、早期整備を東京都に要望します。	都市計画課 工事課
⑦	関係機関や事業者等と連携して、駅周辺の交通円滑化に取り組みます。	交通対策課
⑧	「立川市緑の基本計画」に基づき、緑化重点地区の公園・緑地の整備、緑化等の施策を重点的・計画的に進めます。	公園緑地課
⑨	公共施設への木材の利用など、森林資源の有効活用を推進します。	施設課
⑩	脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進します。	都市計画課

アクションプラン		担当部署
⑪ 水素エネルギーの活用、インフラ整備等に関する国・東京都等の動向把握や関連情報を収集します。		環境対策課
⑫ 森林環境譲与税を活用し、民間企業や他地域とのカーボン・オフセット、カーボンクレジットの取組を進めます。		財政課 環境対策課

コラム：中小企業の二酸化炭素排出量削減に向けた支援

本市は事業所の経済活動を通じて使用されるエネルギーの割合が、他都市に比べて非常に高くなっています。事業所の大多数は中小企業であり、また小規模企業の割合も高いという産業構造上の特徴をもっており、事業所などからの CO₂ 排出量は、市全体の43.1%（2021年）で、最も多くなっています。

しかしながら、本市の大きな割合を占める中小企業が CO₂ 削減対策を実施するには、資金や人手、技術情報の不足といった多くの課題があり、特に削減効果の高い省エネルギー設備の導入促進が重要な課題となっています。

本市では、市内中小企業者が行う省エネルギー診断の改善提案に基づく省エネルギー設備等の導入に際しての、負担軽減及び CO₂ 削減対策を支援しています。

省エネ診断の効果

○省エネ診断の運用改善を実施するだけで約5%の電気使用料を削減されます。
→さらに設備改修をすると省エネ効果が上がります。

省エネ改修の効果

○省エネ設備改修で電気使用料の10～30%を削減されます。
改修費用の償却は電気使用料の削減分から平均4.5年
(補助金利用で2.5年)
※過去に行われた事例の平均、改修費用は年間電気支払額相当

事業者への効果

コスト削減、売上向上に貢献、職場環境の向上など
環境面で貢献エネルギー使用量の削減、温室効果ガスの削減

適材適所の明るさ



【支援制度の概要】

個別目標 1-4**気候変動適応策の推進****1-4-1 自然災害対策の推進**

短時間の集中豪雨などによる被害の軽減に向け、雨水の貯留・浸透及び利用の促進や、下水道施設の排水能力の強化など、市内の水害対策や土砂災害対策を進めます。

1-4-2 健康被害対策の推進

気候変動による熱中症の発症リスクや感染症リスクについての情報提供を行い、健康被害の発生抑止に努めます。

1-4-3 市民生活への影響対策の推進

関係機関等と連携し、災害時における各種ライフラインや交通網の強靭性を確保します。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	予測困難な集中豪雨による被害の軽減に向けて、立川市防災マップ、水害・土砂災害ハザードマップの周知やマイ・タイムラインの作成など、市民の防災意識の向上を促進します。	防災課
②	国や東京都、関係機関等と連携し、災害時における各種ライフラインや交通網の強靭性を確保します。	防災課
③	雨水浸透施設の設置の要請・指導・助成を行います。	下水道管理課
④	下水道施設の維持管理に努めます。	下水道管理課 下水道工務課 下水道施設課
⑤	気候変動等に伴う浸水被害を軽減するため雨水管理総合計画の策定に取り組むとともに、下水道事業計画の見直しを行います。	下水道工務課
⑥	無降水日の増加等により、渇水のリスクが見込まれることから、節水の呼びかけを行います。	環境対策課
⑦	避難所等における衛生環境の確保のほか、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に備えます。	環境対策課 ごみ対策課 防災課
⑧	熱中症の発生を抑制するため、熱中症予防の情報提供や注意喚起を行います。	健康推進課
⑨	熱中症患者の発生を予防するため、「ひと涼みスポット」を市施設や市内協力事業所に開設します。	健康推進課
⑩	温暖化に伴う感染症リスクについての情報提供を行い、健康被害の発生抑止に努めます。	健康推進課

アクションプラン		担当部署
⑪	関係機関等と連携し、高温化に対応した農作物の栽培方法や品種等について情報収集します。	産業振興課
⑫	農地が持つ防災機能を向上するための施設整備を支援します。	産業振興課

基本目標 2

資源循環型社会の実現

指標

成果指標	基準値 令和5(2023) 年度	目標値 令和11(2029) 年度
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	514 g/人・日	500 g/人・日
資源化率	37.6%	40.0%
事業系ごみ排出量	11,376 t/年	10,000 t/年
施設稼働率（総合リサイクルセンター）	100%	100%
施設稼働率（クリーンセンター）	100%	100%

市民の取組例

- すぐにごみになるようなものの、資源化しにくいものは買わないようにします。
- 環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使います。
- マイバッグやマイボトルを使用し、可能な限りレジ袋や使い捨てプラスチックは受け取らないようにします。
- 食品口スを出さないように配慮します。
- リサイクルの手間を惜しまずに行動します。
- ごみは正しく分別してから出すことを徹底します。
- 資源物を出すときは、市や地域、事業者の回収活動に参加します。

事業者の取組例

- すぐにごみになるようなものの、資源化しにくいものは作らないようにします。
- リサイクルまたは分別しやすいもの（商品）を作るようになります。
- 環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使います。
- 商品の過剰包装や使い捨てプラスチックの提供を控えます。
- 食品口スを出さないように配慮します。
- ごみと資源物は自らの責任で正しく処理します。
- 資源にできるものは主体的に回収します。
- 市民の資源物回収活動を支援します。

市の取組

個別目標 2-1

ごみの発生抑制・再使用の推進

2-1-1 ごみの発生抑制に向けた普及・啓発

資源循環に配慮した事業活動や環境に配慮した消費行動を促し、循環経済への転換に向けた取組を進めます。

2-1-2 分別排出の徹底

一般ごみとして排出される資源物を削減するため、分別排出の徹底を図ります。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	広報や市ホームページなどで、2R+R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進の重要性などについて普及・啓発活動を推進します。	ごみ対策課
②	資源とごみの分別ハンドブックやたちかわごみ分別アプリの活用により、適正な分別の徹底を図ります。	ごみ対策課
③	ごみについての学習会などを開催し、ごみの2R+R（発生抑制、再使用、再生利用）意識等の普及・啓発を行います。	ごみ対策課 クリーンセンター
④	おもちゃの病院を開催し、物を大切にする心を育てます。	生活安全課
⑤	イベント等において、再使用可能な食器を貸し出す「食器再使用システム」を推進します。	環境対策課
⑥	マイバック運動やマイボトルの使用の啓発など、レジ袋や使い捨てプラスチックの使用削減に向けた取組を推進します。	ごみ対策課
⑦	市内小売店等へ食べきり運動やてまえどりPOPの掲示のほか、フードシェアリングサービス登録への協力に努め、食品ロス削減の取組を推進します。	ごみ対策課
⑧	ごみの減量に向けて、生ごみの水切りを徹底するよう家庭や飲食店などへ呼びかけます。	ごみ対策課
⑨	立川商工会議所や立川市商店街振興組合連合会など関係団体と連携し、事業系ごみの減量とリサイクルの推進の周知・啓発を行います。	ごみ対策課
⑩	事業者への訪問による助言や搬入物検査などの指導を行います。	ごみ対策課 クリーンセンター

アクションプラン		担当部署
⑪	ごみの減量やリサイクル活動に積極的に取り組み、環境に配慮している事業所をごみ処理優良認定事業所として認定し、事業所やお客様の意識啓発につなげます。	ごみ対策課
⑫	ごみ排出量に応じた処理費用の負担を求めるため、ごみ処理手数料の見直しを検討します。	ごみ対策課
⑬	循環経済やグリーン購入の意義や目的について周知します。	環境対策課

コラム：食品ロス削減の取組

本市では食品ロス削減の新たな取組みとして、令和6年10月より「おたすけタベスケ立川」を導入しました。市内で食品を扱う事業者が、賞味期限・消費期限の近づいた商品などを割引価格でウエブ上に掲載し、それを閲覧した利用者が手軽にお得に購入予約できる仕組みです。スマートフォンのアプリでも利用可能なお店と利用者を繋ぐフードシェアリングサービスであり、関係団体と事業者とも連携し、更なる食品ロス削減を目指しています。



【おたすけタベスケ立川のロゴ】

コラム：クリーンセンター緩衝帯の整備

令和5年3月から本格稼働している立川市クリーンセンター（愛称：たちむにい）の敷地北側に、防災機能と環境学習機能を備えた緩衝帯が、令和6年10月より「たちむにいひろば」としてオープンしました。エリアの一部には焼却による余熱エネルギーを利用した足湯である「あしむにい」を暫定的に整備し、地域にうるおいと憩いの場を提供するみどりのテラスとして、散歩や休憩などにも利用できます。



【あしむにい】



【緩衝帯等全景】

個別目標 2-2

ごみの再資源化の推進

2-2-1 資源化推進のための仕組みづくり

分別排出の徹底、不要となったものを再利用、再資源化するための仕組みづくりを行い、ごみの効率的な再資源化を行います。

2-2-2 安定したごみ処理の推進

収集運搬方法の効率化や、ごみ出し困難を伴う市民への対応など、より良い収集方法に取り組みます。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	紙類やプラスチックの分別の周知を行い、燃やせるごみ・燃やせないごみに含まれる再生可能な資源のリサイクルを進めます。	ごみ対策課
②	総合リサイクルセンターにおいて、缶やびん、金属などの分別を行い、資源化に努めます。	ごみ対策課
③	地域で行う資源物の集団回収を支援します。	ごみ対策課
④	生ごみ分別・資源化事業及び生ごみ処理機器等購入費助成を継続して実施し、生ごみを資源化することで、燃やせるごみの減量に取り組みます。	ごみ対策課
⑤	生ごみ分別・資源化事業グループ制モデル事業を実施し、生ごみの資源化における他地域での取り組みを促進します。	ごみ対策課
⑥	リサイクルを推進するため、資源化の処理、ルートなどの研究、検討を行います。	ごみ対策課
⑦	生ごみやせん定枝からたい肥の素をつくり、市民や市内の農家に提供します。	ごみ対策課
⑧	焼却灰はエコセメントとして再利用します。	クリーンセンター
⑨	ごみ出し困難者に対する家庭ごみのごみ出し支援を継続します。	ごみ対策課
⑩	クリーンセンターや総合リサイクルセンターの安定稼働のため、計画的に保守点検を行います。	ごみ対策課 クリーンセンター
⑪	クリーンセンターの周辺住民や市民に対して、毎年、事業に関する説明会を開催し、事業実績等について報告を行います。	クリーンセンター

基本目標 3

自然共生社会の実現

指標

成果指標	基準値 令和5(2023) 年度	目標値 令和11(2029) 年度
植物を植えたり、育てたりするなど緑を増やす行動に取り組んでいる市民等の割合	—	(調整中) %
都市農地（生産緑地）の面積	194.38 ha	170 ha 以上
市内野鳥観察種数	62 種	62 種

市民の取組例

- ・ 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- ・ 国外の外来種だけでなく国内の他地域から持ち込んだ生きものを放流、放逐しません。
- ・ 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに進んで参加します。
- ・ 水と緑とのふれあいを通して、環境保全への意識を持ちます。
- ・ 植栽やグリーンカーテンの設置など、緑被率や緑視率を向上させ、身近な緑を増やします。
- ・ 地域の公園の清掃など美化活動に参加します。
- ・ 地場産の農産物を購入し、地産地消に努めます。
- ・ 環境に優しい石鹼や洗剤の使用に努めます。また、その使用量を減らすように努めます。

事業者の取組例

- ・ 地域の生態系に影響を与える外来生物について正しく理解します。
- ・ 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに協力します。
- ・ 植栽やグリーンカーテンの設置など、緑被率や緑視率を向上させ、身近な緑を増やします。
- ・ 地域の公園の清掃など美化活動に協力します。
- ・ 事業場からの汚れた水の排水を減らすように努めます。

市の取組

個別目標 3-1

生物多様性の保全

3-1-1 動植物の生息・生育環境の保全

市内の動植物の実態を定期的に把握するとともに、特定外来生物による生態系等への被害防止に努め、市内の生物多様性を支えるネットワークを維持します。

3-1-2 生物多様性の保全に向けた普及・啓発

自然観察イベントなどを通して、生物多様性の保全が私たちの日常生活や農業生産などの経済活動に密接した問題であることを、市民や事業者へ普及・啓発します。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	「立川いきものデータベース」を活用して、市内の生きものの生息状況の現状や変化の把握に取り組みます。	環境対策課
②	生物多様性地域戦略を策定します。	環境対策課
③	生物多様性から受ける恩恵について、市民や事業者に周知・啓発します。	環境対策課
④	生物多様性に関して市民の理解を深めるため、広報紙や市民交流大学の講座、環境イベントなどにおいて情報発信します。	環境対策課 生涯学習推進センター
⑤	市民協働により、市内の貴重な動植物を含む生きものの多様性を保全する取組を進めます。	環境対策課 公園緑地課
⑥	OECM（自然共生サイト：民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域）の認定に向けた検討を行います。	環境対策課 公園緑地課
⑦	「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」や生態系被害防止外来種リストに基づき、関係機関と連携を図り外来生物による生態系等への被害防止に努めます。	環境対策課
⑧	自然観察会などの市民参加型イベントを開催します。	環境対策課

個別目標 3-2**みどり・水辺の保全****3-2-1 農地・樹林の保全**

農地や樹林が持つ水源涵養、大気浄化、動植物の生息・生育空間といった多面的な機能の保全及び増進に努めます。

3-2-2 水辺の保全と活用

河川や用水路などの身近な水辺の維持管理を推進するとともに、河川清掃活動などを実施します。

3-2-3 公園の整備・維持管理

自然とのふれあいの場、やすらぎの場である公園において、地域の市民や団体、事業者の自主的な活動による維持管理を支援します。

3-2-4 水循環の保全

農地が持つ雨水の貯留やかん養機能をはじめとする多面的機能を持続的に発揮させるため、土地利用の保全と適切な維持管理を促進するほか、雨水の流出抑制等に努めます。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	河川や立川崖線、幹線道路の街路樹などで水と緑のネットワークの形成を図ります。	公園緑地課 道路課
②	玉川上水緑道や栄緑地、根川緑道などの散策ルートを維持管理し、水辺と緑を保全します。	公園緑地課
③	樹林地などについては、公有地化を含め保全に努めます。	公園緑地課
④	近隣の関係自治体と協力・連携して、立川崖線の保全に努めます。	公園緑地課
⑤	樹林、樹木については、保護樹林地・保存樹木制度を活用し、保全に努めます。	公園緑地課
⑥	食の安全・安心を求める消費者が増加していることから、「東京都工芸農産物認証制度」などに取り組む生産者や生産団体を支援します。	産業振興課
⑦	市内で生産された農産物や特産品の提供のほか、情報の発信や市民交流等、ファーマーズセンターみのーれ立川を中心に地域振興を図ります。	産業振興課

アクションプラン		担当部署
⑧	援農ボランティアや体験型農園、親子での収穫体験等の農業体験を通じて、市民に農業と農地の大切さを広めます。	産業振興課
⑨	学校給食に立川産野菜を優先的に使用するなど、地産地消を推進します。	学校給食課 産業振興課
⑩	農地パトロール等の実施や「都市農地の賃借の円滑化に関する法律」に基づく制度による賃借のマッチングを進めることで、都市農地の保全に取り組みます。	産業振興課
⑪	生産緑地の新制度への移行を進めます。	産業振興課 都市計画課
⑫	防災機能や景観形成機能など都市農地の多面的機能に着目し、農地の緑地空間としての重要性や魅力を広報紙やイベント等で市民にPRし、農地の保全につなげます。	産業振興課
⑬	「立川市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の整備を進めます。	公園緑地課
⑭	流水や湧水が確保できる公園を整備する場合は、水の流れを創出し、水に親しみやすい公園の整備に努めます。	公園緑地課
⑮	「東京における自然の保護回復に関する条例」「立川市宅地開発等まちづくり指導要綱」等に基づき、開発事業規模により、公園または緑化地の設置について、事業者及び市民に協力を要請します。	都市計画課
⑯	地域住民等と協働し、地域の特性にあった公園づくりを進めます。	公園緑地課
⑰	地域団体と協働する「公園等清掃美化協力員会制度」を推進します。	公園緑地課
⑱	市民の自主組織である「緑化推進協力員会」を支援します。	公園緑地課
⑲	市が管理する緑地等の保全活動を行う「緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援制度」を推進します。	公園緑地課
⑳	立川崖線の湧水調査や市内の地下水の調査を実施します。	環境対策課
㉑	雨水浸透施設の設置の要請・指導・助成を行います。（再掲）	下水道管理課
㉒	下水道施設の維持管理に努めます。（再掲）	下水道管理課 下水道工務課 下水道施設課
㉓	下水道の適正な使用について、事業者や市民向けの啓発、指導を行います。	下水道管理課

コラム：自然観察会

人類も生き物であり、他のたくさんの生きものとつながり、支えられて生きてています。私たちはその恩恵を受けているからこそ暮らしていける、という生物多様性の考え方を周知啓発するため、本市では自然観察会や講座などを開催しています。生き物の存在を身近に感じるだけでなく、自然環境に対する意識を醸成する場にもなっています。令和5年度に開催した「矢川緑地のいきもの観察」「野鳥観察会」は何れもキャンセル待ちが出るほどであり、環境対策課が企画する行事の中でも高い人気を集めています。



【矢川緑地のいきもの観察会】



【野鳥観察会】

コラム：樹林地等の保全活動

本市が管理している緑地や樹林地等の保全、育成及び管理を、市民等で構成されるボランティアとの協働により進めています。ボランティアは、落ち葉・枯れ枝の清掃などの保全活動を年6回以上行い、他にも自主的に企画、活動しています。現在、5カ所の樹林地等で5つのボランティア団体が活動しており、市は緑地、樹林地等保全ボランティア団体の支援を行っています。樹林地等の保全には多くの人手と支援が必要であり、今後もボランティア団体との協働を進めることで貴重な自然を将来世代に引き継ぐことを目指しています。



【サクラの樹木の保全活動】



【憩いの場としての利用】

基本目標 4

健全な生活環境の実現

指標

成果指標	基準値 令和 5(2023) 年度	目標値 令和 11(2029) 年度
公害の規則違反により勧告・停止命令に至った件数	0 件	0 件
特定地区内での喫煙率	0.24%	0.1%程度

市民の取組例

- 暮らしの中から生じる騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がけます。
- エコドライブに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転は慎みます。
- ごみのポイ捨てはしません。
- 家庭ごみなどの野焼き、不法投棄は行いません。
- 喫煙マナーを守ります。
- ペットの適正飼養に努めます。

事業者の取組例

- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの防止に努め、関係法令を遵守します。
- 周辺住民などからの苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力します。
- エコドライブに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転は慎みます。
- 事業所や周辺の清掃、美化を行います。

市の取組

個別目標 4-1

安全・安心な生活環境の保全

4-1-1 公害対策の推進

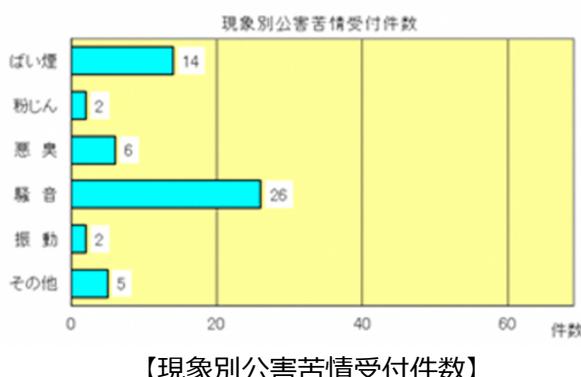
生活環境を保全するため、法令に基づく事業所・工場などへの指導や立ち入り検査の実施など、環境基準の達成に向けた取組を実施します。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	生活環境を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	環境対策課
②	大気、水質、騒音、放射線量などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境対策課 クリーンセンター
③	横田基地、立川飛行場の騒音については、周辺自治体と連携・協力して騒音軽減等を関係機関に要請します。	企画政策課
④	PFAS の問題については、国や東京都の動向を注視するとともに、市所有井戸及び一部の民間井戸を対象にした環境モニタリングとしての独自調査を実施し、水質における P F A S 含有状況の経年変化の把握を行います。また、他自治体と連携して汚染実態に係る原因究明や必要な支援を講じるよう国・東京都へ要望を行うなど適切な措置を講じます。	環境対策課
⑤	新たな環境汚染物質が確認された場合には、国や東京都と連携して、迅速な状況の把握と公表に努めます。	環境対策課
⑥	適正管理化学物質を年間一定量以上取り扱う工場、指定作業場の設置者に、使用量の報告を求めます。	環境対策課
⑦	香害・化学物質過敏症については、ポスター等を活用して、啓発を行います。	生活安全課

コラム：公害苦情

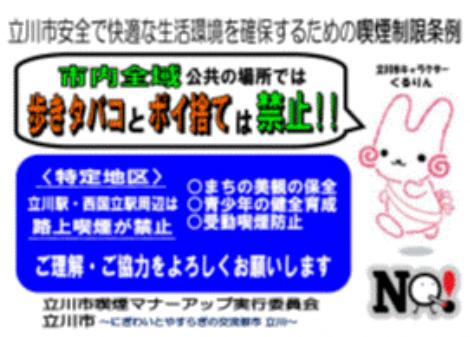
令和5年度に市に寄せられた苦情の受付件数は55件で、前年度の52件より3件増加しましたが、近年減少傾向で推移しています。現象別では「騒音」「ばい煙」に関するものが多くを占めており、発生源別では工場等の事業場以外の「一般」による苦情が全体の約7割を占めています。このような「近隣公害」と呼ばれる問題は、苦情申立者の心理的・感覚的因素に左右されやすい面もあり、規制基準に基づく指導がなじまないケースもあるため、解決に時間がかかるものが多いという特徴があります。また、近年では香りの影響で不快感や健康への影響が生じる香害といった新たな社会問題も発生しており、啓発に取り組んでいく必要があります。



【国の啓発チラシ】

コラム：分煙に向けた取組

タバコを吸う人と吸わない人の共存を目指す「立川市安全で快適な生活環境を確保するための喫煙制限条例」を多くの方に知ってもらうため、関係団体や事業者などで組織する喫煙マナーアップ実行委員会を中心に駅周辺でのキャンペーン啓発活動や、市内全域で歩きタバコとポイ捨てが禁止であることを示す路面標示シートの設置に取り組んでいます。令和3年4月に設置した立川駅南北の公衆喫煙所は、合計で一日2,000人以上の利用があり、駅周辺のポイ捨てと受動喫煙の防止に効果を上げています。



【啓発用ポケットティッシュのデザイン】



【立川駅北口公衆喫煙所】

個別目標 4-2**清潔で安全なまちの形成****4-2-1 まちの美化の推進**

タバコのポイ捨てやごみの散乱、不法投棄を防止し、まちの美化を推進するため、市民や事業者のモラルの向上を図るとともに、地域との協働による清掃活動を推進します。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	「立川市安全で快適な生活環境を確保するための喫煙制限条例」の厳格化等により、路上喫煙や受動喫煙の防止に取り組みます。	環境対策課
②	喫煙マナー向上のための意識啓発活動に取り組みます。	環境対策課
③	ペットの飼い方マナー等の意識啓発を行います。	環境対策課
④	環境関連団体や地元の自治会、市民ボランティア等と連携して美化活動を実施します。	環境対策課 道路課 公園緑地課
⑤	不法投棄防止のためのパトロールを継続します。	ごみ対策課
⑥	法令に基づき、管理されていない空き家については、必要に応じてその所有者等に対し、適正な管理を求めます。	生活安全課
⑦	地域やボランティア団体との協働による地域猫活動を推進します。	環境対策課
⑧	「立川市景観計画」に基づき、良好な景観づくりを進めます。	都市計画課
⑨	「立川市無電柱化推進計画」に基づき、電線類の地中化（道路無電柱化）を進めます。	工事課
⑩	屋外広告物について、違反広告物の指導・撤去を行います。	道路課
⑪	立川駅周辺の景観や体感治安を損なう落書きについては、地域団体や関係機関等と連携や安全安心パトロール等を通じて防止に取り組みます。	生活安全課

指標

成果指標	基準値 令和 5(2023) 年度	目標値 令和 11(2029) 年度
積極的に環境行動に取り組む市民等の割合	—	(調整中)
環境学習講座等の定員充足率（計画期間中平均値）	80.9% <small>(平成 31 (2019) 年度 ～令和 5 (2023) 年度 平均値)</small>	85.0%
環境学習講座等開催数（計画期間中累計値）	—	45 回
環境学習支援校数・園数	28 校・園	38 校・園

市民の取組例

- 環境行動の実践に努めます。
- 自主的に環境学習に取り組みます。
- 環境行動に関する情報を意識して取り入れます。
- デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の趣旨を理解し、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- 地域の環境保全活動に参加します。
- 環境イベント、環境学習講座などに参加します。

事業者の取組例

- 企業としての環境行動の実践に努めます。
- デコ活の趣旨を理解し、日常活動での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入します。
- 従業員を対象とした環境研修を実施します。
- 施設見学の受け入れなど、環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 地域の環境保全活動に参加します。
- 市民や市が実施する環境イベント、環境学習講座などに協力、参加します。

市の取組

個別目標 5-1

環境教育・環境学習の推進

5-1-1 教育機関等における環境教育の推進

将来の環境問題解決の担い手となる子どもたちへの環境教育の充実を図るため、小中学校や保育園などで身近な自然や環境問題、エネルギー問題などについて取り扱う機会の確保を目指します。

5-1-2 地域における環境学習機会の拡充

市民や事業者の環境意識を高め、日常生活の中で実現出来ることや考えることを増やすため、誰もが気軽に楽しく環境について学ぶ機会を拡充することを目指します。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	市民団体や事業者などが保有する知見を活用した環境学習支援メニューについて、教育機関等のニーズに応じた出前授業の実施や講師の派遣に取組みます。	環境対策課
②	生きものの多様性が学習できるフィールドを活用し、教育機関等での環境教育につなげます。	環境対策課
③	地域に根差した探究的な学習である「立川市民科」は、環境教育との親和性も高いことから、各教科等の内容と関連付けながら、地域の自然環境や環境の保全等に関する取組を地域の実情に応じて取り上げ、環境教育を推進します。	指導課
④	公共施設再編に伴う学校の建替えにあたっては、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、それを教材として活用し児童生徒の環境教育に活かすとともに、地域の環境教育の発信拠点として先進的な役割を果たします。	環境対策課 学校施設建替担当課
⑤	プログラムや講師等を工夫し、学生向けや一定の知識・経験がある方向け、オンライン型講座の創設など、環境学習機会の拡充や多様化に取組みます。	環境対策課
⑥	市民交流大学で行う講座の企画にあたっては、積極的に環境をテーマとした内容を取り扱うように努めます。	環境対策課 生涯学習推進センター
⑦	緑育・食育の今後のあり方を検討します。	産業振興課

個別目標 5-2

協働による環境行動の推進

5-2-1 環境行動の担い手の育成

様々な立場の幅広い年代の市民が気軽に参加できるイベントなどを契機に、一人ひとりの環境への意識を高め、環境行動の担い手の増加を目指します。

5-2-2 環境行動への支援

個人や事業所、団体などの環境行動を継続・充実させることができるように、自主的な取組に対する支援や協力に取り組みます。特に事業所については、経済活動との両立につながるような支援を目指します。

5-2-3 協働による環境行動、イベントの充実

環境について考え実践する契機として、環境に関する取組や情報に触れることが有効であることから、市民や事業者などと連携し、誰もが気軽に楽しく参加できる環境行動やイベントの充実を目指します。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	環境関連団体や環境への意識の高い市民との協働による取組を進めます。	公園緑地課 環境対策課
②	市内への波及効果が高まるよう、エコチャレンジ制度の対象やプログラムなどの改善に取り組みます。	環境対策課
③	クリーンセンターが環境学習や資源循環型社会の形成を目指すうえでの拠点となるよう、環境に関するイベントの開催や情報発信等を通じて市民の認知度を高めます。	環境対策課 クリーンセンター
④	森林環境譲与税を活用し、姉妹都市等との協働による森林保全体験等に取組みます。	地域文化課 環境対策課
⑤	環境行動の更なる拡大や横展開を図るため、環境行動に取り組む市民、事業者、団体等を支援するとともに、交流を促進します。	環境対策課
⑥	事業者の取り組む環境技術の実証実験や、市域を利用した環境に関する新たなビジネスモデルの構築に積極的に関与します。	環境対策課
⑦	環境分野における事業者との協働や協定の締結を推進します。	環境対策課
⑧	市内事業者の環境行動を把握し、市民への理解促進につながるように普及啓発に取り組みます。	環境対策課

アクションプラン		担当部署
⑨	子どもから大人まで参加できる環境に関するワークショップやイベントについて、市民団体や事業者との協働により開催します。	環境対策課
⑩	東京都や事業者などが開催する環境に関するイベントや事業に協力し、市民が多様な取組や情報に触れる機会を確保します。	環境対策課
⑪	観光や子育て、スポーツなど、環境以外の分野と連携したイベントの開催やPRに取り組みます。	環境対策課

コラム：家庭で取り組むエコチャレンジ

家庭での省エネエネルギーの取組を推進することでCO₂排出削減や地球温暖化防止を図ることを目的に、市内在住で小学生がいる家庭が8月の内10日間を取組期間として、家庭ごとにチェックシートを活用しながら節電対策に取り組んでいます。

「サーキュレーターをつけて空気を循環させる」「ドライヤーの使用時間を短くするために髪の毛を乾かす前にタオルでしっかり水分をふくようする」「冷蔵庫の中身をへらした」など、小学生の自主的な行動や気付きを促すきっかけになることに加え、家族も一緒に工夫しながら参加したことで多くの取組に繋がっています。



【エコチャレンジ募集チラシ】

コラム：市内事業者等の取組

市内の事業者や団体は、環境啓発イベントへの出展や環境学習支援などに取り組んでいます。また、学校ではゴーヤを使った緑のカーテンプログラムや中庭にある枯れた芝生を元気な芝生に戻すための取組が行われています。環境のための取組は継続性と市域全体への広がりが不可欠です。事業者、団体、学校など、それぞれの立場で出来ることを見つけ取り組んでいくことで、より多くの市民の環境行動に繋がっていくことが期待されています。



【環境フェア】



【環境学習支援】



【学校の芝生再生】



個別目標 5-3

環境行動の実践

5-3-1 環境行動の実践に向けた普及・啓発

環境行動の実践に向け、自ら考え行動する個人や従業員の協力を促すことができる事業者を増やす取組を進めます。

5-3-2 環境関連情報の受発信、共有の強化

環境関連情報について、必要な情報を分かりやすく発信するだけでなく、環境に役立つ情報を個人や事業者と共有することを目指します。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	環境に配慮した行動変容につながるナッジ理論を活用した取組を検討します。	環境対策課
②	日常生活の中で取り組めるデコ活などの環境行動の普及・啓発に取り組みます。	環境対策課
③	事業者から提供されるチラシやパンフレット等の啓発資材を活用します。	環境対策課
④	「中小事業者省エネルギー推進事業者認定制度」の認定条件の見直しやインセンティブの導入を検討するとともに制度の周知を図ります。	環境対策課
⑤	市民や事業者、団体が情報共有や意見交換しながら自主的な環境行動につなげるため、ネットワーク化を推進します。	環境対策課
⑥	広報たちかわや市ホームページ、SNSなどの様々な媒体を活用しながら、市内の環境行動に係る情報の受発信を適時的確に行います。	環境対策課
⑦	国や東京都の環境に関する最新の動向や知見を自分事として捉えられるよう、分かりやすい情報発信を行います。	環境対策課
⑧	環境の改善・保全に向け、国や東京都、周辺自治体との情報交換や情報共有に努めます。	環境対策課
⑨	積極的・意欲的な環境行動に取り組む市民や事業者、環境団体等の実践例や効果・メリットなどを広く周知します。	環境対策課
⑩	環境ブックのレイアウトや構成の改善に取り組むとともに、市の環境の現状把握や市民意識の向上のために使用します。	環境対策課

第5章 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

本計画を進める推進組織は、立川市環境審議会、庁内検討組織（立川市環境保全推進本部、立川市環境保全推進委員会）とします。

1-1 立川市環境審議会

市長からの諮問に対し調査審議の後、答申するとともに、環境報告書（たちかわし環境ブック）やそれに対する市民などの意見を踏まえ、専門的見地から計画の点検・評価を行います。

【構成】

市民、学識経験を有する者、事業者、関係行政機関の職員、市長の部内の職員で構成します。

【役割】

立川市環境基本条例第18条第2項に規定する事項として、主に以下の役割を担います。

- ・環境基本計画に関すること。
- ・環境の保全等に関する基本的事項

1-2 庁内検討組織（立川市環境保全推進本部、立川市環境保全推進委員会）

庁内の課を横断する組織として、環境の保全と回復及び創造にかかわる施策を総合的に推進し、本計画の進行管理を通じて全体の環境マネジメントを行います。

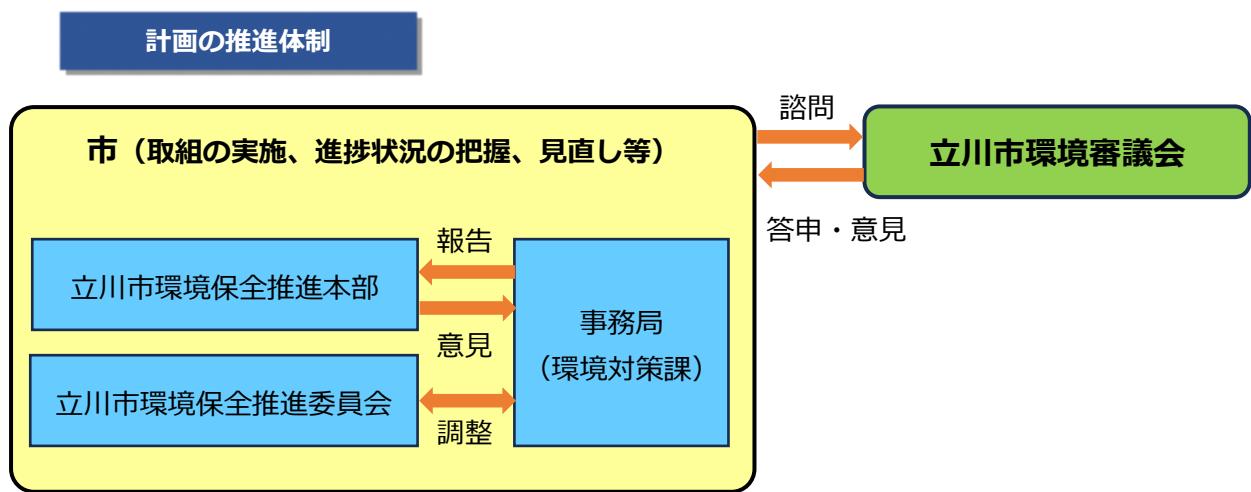
【構成】

立川市環境保全推進本部は、市長、副市長、教育委員会教育長、会計管理者、部長、教育委員会事務局教育部長と議会事務局長で構成します。

立川市環境保全推進委員会は、庁内の各部から選出される課長で構成します。

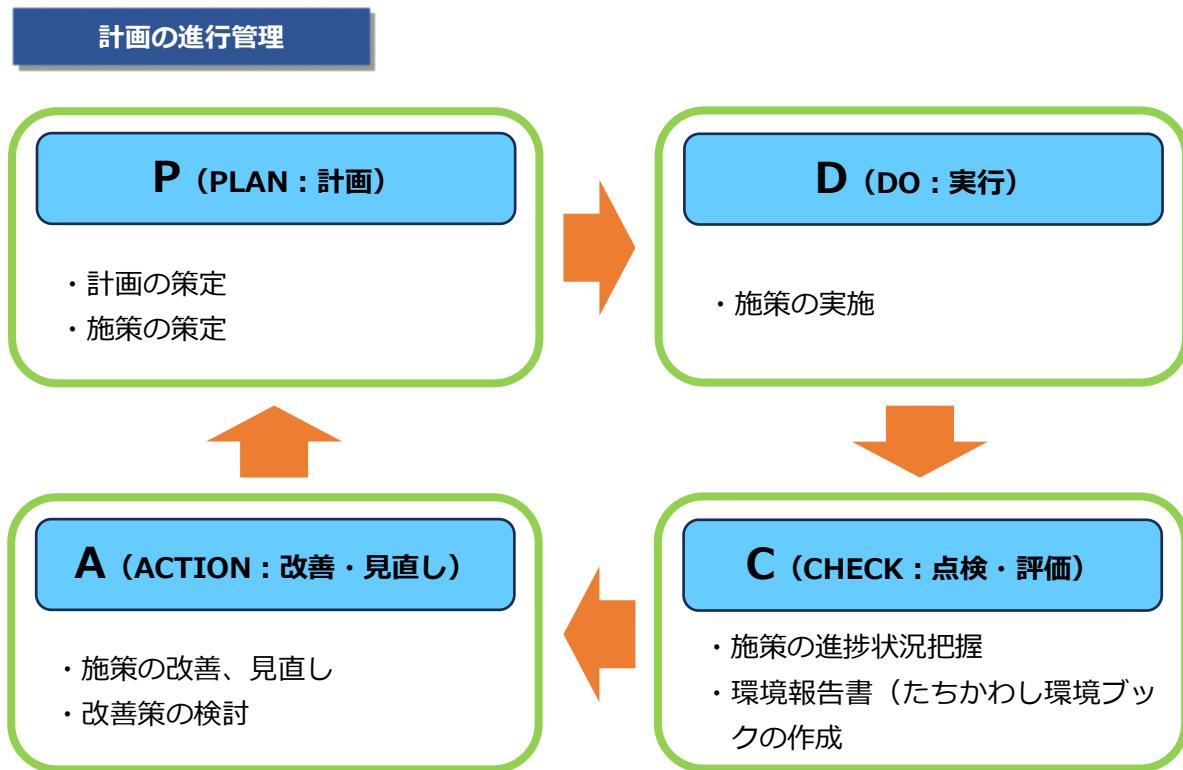
【役割】

- ・各課で取り組む環境保全の施策・事業についての総合的な調整・推進と全職員に対する意識啓発
- ・市民・事業者との協働事業の実施
- ・周辺市町村や国、東京都などと協働して取り組む施策・事業の実施と周辺市町村への環境情報の発信
- ・各課で取り組む環境保全の施策・事業についての点検と評価
- ・環境保全の施策・事業についての点検と評価結果を踏まえた取組の見直しと環境報告書（たちかわし環境ブック）の作成・公表
- ・環境報告書（たちかわし環境ブック）に対する市民、立川市環境審議会等からの意見を踏まえ、次年度以降の年次計画等へ反映



第2節 計画の進行管理

目指すべき環境像の実現のために、本計画に示した取組を実行し、その進捗状況を点検・評価するとともに、その結果を踏まえて、これを見直し、必要に応じて改善を検討します。また、計画の進行管理は、P D C Aサイクルを用います。



毎年、本計画の取組の進捗状況を整理し、立川市環境審議会で審議した後、環境報告書（たちかわし環境ブック）で公表します。

本市の取組の進捗状況は、事務事業マネジメントシート等で把握し、基本方針ごとに、取組状況と今後の展開を整理します。

市民、事業者の取組の進捗状況は、イベントへの参加者数やアンケート結果などで把握に努めます。